

パートナーシップを活用した地方自治体と政府の新たな関係

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 308 (Aug 24 , 2007)

財団法人自治体国際化協会
(ロンドン事務所)

目 次

はじめに

概要	i
----------	---

第1章 パートナースhipを活用した諸政策

第1節 歴史的経緯	1
1 保守党政権におけるパートナースhipを活用した政策	1
2 コミュニティ・ニューディール (New Deal for Communities)	1
3 近隣地域再生資金 (Neighbourhood Renewal Fund)	3
(1) 概要	3
(2) 対象地域及び交付額	4
(3) 交付要件	7
第2節 地域戦略パートナースhip (Local Strategic Partnership; LSP)	7
1 概要	7
2 役割	8
3 構成	8
第3節 地方公共サービス協定 (Local Public Service Agreement; LPSA)	10
1 概要	10
2 公共サービス協定 (Public Service Agreement)	11
(1) 概要	11
(2) 地方自治体 PSA	12
3 制度の枠組	13
(1) 試行 (パイロット) 事業	13
(2) 協定内容	13
4 政府による支援措置	15
(1) 財政的支援	15
ア 誘導補助金 (Pump Priming Grant; PPG)	15
イ 業績報奨補助金 (Performance Reward Grant; PRG)	15
ウ その他	15
(2) 規制緩和	16
5 第2次地方公共サービス協定 (LPSA2)	16
6 地方公共サービス協定と地域協定 (LAA) の統合	17

第2章 地域協定 (Local Area Agreement; LAA)

第1節 概要	18
第2節 制度の枠組み	18

1	地域協定の対象範囲	18
2	パートナーシップの活用	19
3	成果フレームワーク (Outcomes Framework)	20
4	業績フレームワーク (Performance Framework)	22
(1)	概要	22
(2)	地域業績管理 (Local Performance Management)	23
(3)	協定締結後の政府事務所との対話と介入	24
第3節	政府による支援措置	25
1	補助金の簡素化	25
2	単一予算 (Single Pot)	26
3	地域協定における報奨要素 (Reward Element)	27
4	規制緩和と権能付与措置 (Freedoms and Flexibilities、Enabling Measures)	27
第4節	第3次地域協定	28
1	概要	28
2	成果フレームワーク	28
3	役割と責任分担	29
4	業績フレームワーク	29
5	補助金の簡素化	30
6	その他	30
 第3章 ケース・スタディ		
第1節	概要	31
第2節	ダービーシャー・カウンティ・カウンシル	31
1	概要	31
2	ダービーシャー・パートナーシップ・フォーラム	32
(1)	概要	32
(2)	運営体制	33
(3)	役割	34
3	地域協定	34
(1)	概要	34
(2)	実施体制	35
(3)	特徴、主な取り組み	36
第3節	ハマスミス・アンド・フルハム・ロンドン区	37
1	概要	37
2	バラ・パートナーシップと地域公共サービス理事会	37
(1)	概要	37
(2)	地方公共サービス理事会(Local Public Service Board)	38

(3) 役割	39
3 地域協定	39
(1) 概要	39
(2) 実施体制	39
(3) 特徴、主な取組み	40
第4章 地域協定における課題と新たな展開	
第1節 課題	42
1 効率性	42
2 政府事務所の役割	42
3 法的位置付けと目的の明確化	43
第2節 新たな展開	43
1 地方自治白書	43
2 地方自治・保健サービスへの住民関与法案	44
3 地域協定の新たな展開	44
(1) 概要	44
(2) 新たな全国統一指標	45
(3) 改善目標 (improvement targets)	45
(4) 財政措置	46
参考文献	47

はじめに

1997年に政権に返り咲いた労働党政権は、公約に掲げた地方分権の推進を図るため、様々な取り組みを行ってきました。これまで実施に移された政策には、ロンドン全域を管轄するグレーター・ロンドン・オーソリティ（GLA）の設立やイングランドの各地域における地域開発公社、地域審議会設立、そしてスコットランド、ウェールズ、北アイルランドにおける地域議会の設立などが挙げられます。

2006年5月に行われた内閣改造によって、新たに地方自治を所管する「コミュニティー・地方自治省」が設置され、10月にはルース・ケリー大臣によってまとめられた地方自治白書「コミュニティーの強化と繁栄のために（Strong and Prosperous communities）」が発表されました。地方自治白書においては労働党政権が進めてきた地方分権をより一層促進するための様々な政策が盛り込まれていますが、本書において紹介している地域協定（Local Area Agreement）についても、地方自治体が地域におけるリーダーシップを発揮できるよう法的な枠組を与えると同時に、業績評価の簡素化や規制緩和によって柔軟な行政運営を可能としています。

本書は労働党政権が進めてきたパートナーシップを活用した様々な政策について紹介していますが、特に2005年に始まった地域協定については、パートナーシップを活用した政策の中心的役割を果たすものとして、ケース・スタディを用いながら、制度の概要や課題、そして2007年以降に予定される今後の制度変更について紹介しています。

地方分権の推進を図るためには、地方自治体が地域の様々な関係機関や地域住民と協力しながら行政運営を進めていく必要があります。英国におけるパートナーシップを活用した政策を紹介することで、日本の地方自治関係者の一助となることを願います

平成 19 年3月

財団法人自治体国際化協会

ロンドン事務所長 内 貴 滋

概 要

本書は、英国におけるパートナーシップを活用した諸政策について紹介したもので、特に2005年に導入された地域協定（Local Area Agreement）に焦点を当てている。また、制度の具体的な運用の事例が把握できるよう、2つの自治体におけるケース・スタディを紹介している。

第1章では、保守党政権において導入された政策を含む、英国におけるパートナーシップを活用した政策について紹介している。これまでに実施された主な政策について時系列に概観するとともに、地域におけるパートナーシップの運営において重要な枠組となる「地域戦略パートナーシップ（Local Strategic Partnership）」について紹介している。さらに、地域における様々な課題を解決する枠組として地方自治体と中央政府の新たな関係が構築されることとなった「地方公共サービス協定（Local Public Service Agreement）」について、導入の背景から制度の概要について紹介している。

第2章では、2005年に導入された「地域協定（Local Area Agreement）」について紹介している。地域協定は2005年3月から「パイロット自治体」として選定された20の自治体で始まり、2007年以降はイングランドの全ての地域において導入されることとなっている。本章では制度の枠組について概観するとともに、最近の制度変更についても紹介している。

第3章では、パートナーシップを活用した政策運営の実例として、ダービーシャー・カウンティ・カウンシルとハマスミス・アンド・フルハム・ロンドン区の事例を紹介している。両自治体はともに地域協定のパイロット自治体として参加しており、パートナーシップを活用した政策運営においても高い評価を受けてきた自治体である。

第4章では、地域協定が導入されて2年が経過し、行政サービスの効率化や財政運営の面における柔軟性が高まるなど評価する声もあるものの、制度的な課題もいくつか指摘されている。現状における問題点について整理するとともに、地方自治白書、並びに2006年11月に国会に提出された「地方自治・保健サービスへの住民関与法案」に盛り込まれた地域協定の新たな展開について紹介する。

なお、本書では特に断りの無い限り、イングランドにおける制度の紹介となっていることに留意されたい。

第1章 パートナーシップを活用した諸政策

第1節 歴史的経緯

1 保守党政権におけるパートナーシップを活用した政策

英国では「パートナーシップ」という用語が様々な場面で用いられてきた。古くは都市問題が深刻化した 1970 年代において、地方自治体が地域の活性化を目的として実施する事業に対して補助金が交付される「アーバン・プログラム (Urban Programme)」が実施されたが、補助金の交付にあたっては、地方自治体や警察、保健機関、ボランティア団体等で構成される「パートナーシップ」に対して、最も高い優先順位が与えられた。しかしながら当時のパートナーシップの概念は、中央政府と地方自治体など公共セクター間での協働という点に力点が置かれ、民間部門の参画が期待されたものではなかった。

1979 年に政権を握った保守党のサッチャー政権は、地方自治体の歳出抑制が大きな課題となっていたことから、国有企業の民営化や強制競争入札など「小さな政府」を目指した様々な取組みを行い、行政サービスの提供における民間活力の導入を積極的に推進した。このように行政サービスの提供において民間セクターが参画する手法は PPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ) と呼ばれ、民間企業等のもつ専門的知識を活用することによって効率的で質の高い行政サービスを目指すものとされている。その形態としては公共部門と民間部門との緩やかなパートナーシップや公共サービスの外部委託など幅広い概念が含まれ、サッチャー政権において導入された PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) も PPP の一形態とされる。

さらに 1990 年代に入ると、ボランティアや地域のコミュニティが積極的に行政運営に参画する手法が模索されるようになり、1991 年には民間セクターやコミュニティ、ボランティア団体によるパートナーシップが政府の財政的支援を得て地域の再生に取り組む「シティ・チャレンジ (City Challenge)」が導入された。シティ・チャレンジの特筆すべき点は、補助金の交付にあたっては地方自治体を中心となって構成するパートナーシップの設置が義務付けられたことで、このようにパートナーシップを構築することによって企業やコミュニティ、ボランティア団体が地域の再生に参画する仕組みは、その後の「単一振興予算 (Single Regeneration Budget)」や「チャレンジファンド (Challenge Fund)」、さらには「コミュニティ・ニューディール (New Deal for Communities)」、「近隣地域再生資金 (Neighbourhood Renewal Fund)」といった労働政権の政策にも引き継がれている¹。

2 コミュニティ・ニューディール (New Deal for Communities)

1997 年に政権を握った労働党政権は、保守党政権に引き続いて、パートナーシップを重

¹ 「コミュニティ・ニューディール」、「近隣地域再生資金」については本節次項参照。

視した様々な政策を導入してきた。中でも荒廃した地域（deprived area）が抱える様々な問題に対応するため導入された「コミュニティ・ニューディール（New Deal for Communities）」においては、補助金の交付対象をパートナーシップに限ることによって、地域におけるパートナーシップの構築を促進した。

コミュニティ・ニューディールは、イングランドで拡大する地域間格差を是正するために導入されたもので、荒廃地域の持続的な改善を実現するためには地域の住民、コミュニティの参画が不可欠であるという視点に立ち、補助金の交付対象は地域で構築されるパートナーシップに限定された。

1998 年には第 1 ラウンドとして 17 のパートナーシップが認定を受け、さらに翌年には第 2 ラウンドとして 22 のパートナーシップが認定されている。各パートナーシップが申請した取り組みに対しては、それぞれ 10 年間で 3,500 万～6,000 万ポンド、総額で約 20 億ポンドの補助金が交付されることとなった²。

【図表 1－1－1 コミュニティ・ニューディールの認定を受けたパートナーシップと承認された補助金額】³

1. 第 1 ラウンド

(単位：千ポンド)

パートナーシップ	補助金額
Little Horton (Bradford)	49,975
Barton Hill (Bristol)	49,995
Braunstone (Leicester)	49,500
West (Middlesbrough)	52,126
West Ham & Plaistow (Newham)	54,565
Greets Green (Sandwell)	56,000
Aylesbury Estate (Southwark)	56,200
Beswick & Openshaw (Manchester)	51,725
Shoreditch (Hackney)	59,400
East Brighton (Brighton)	47,200
Preston Road (Hull)	54,969
Kensington (Liverpool)	61,912
West Gate (Newcastle)	54,900
North Earlham & Marlpit (Norwich)	35,200
Radford (Nottingham)	55,112
Ocean Estate (TowerHamlets)	56,600
Kings Norton (Birmingham)	50,000

計 895,379

² ODP, “Fact sheet 9, New Deal for Communities”

³ <http://www.neighbourhood.gov.uk/page.asp?id=618>

2. 第2ラウンド

(単位：千ポンド)

パートナーシップ	補助金額
Aston (Birmingham)	54,000
South Kirburn (Brent)	50,060
Wood End, Henley Green, Manor Farm (Coventry)	54,000
Derwent (Derby)	42,000
Doncaster Central (Doncaster)	52,000
North Fulham (Hammersmith & Fulham)	44,268
Seven Sisters (Haringey)	50,121
West Central Hartlepool (Hartlepool)	53,794
Finsbury (Islington)	52,900
Clapham Park (Lambeth)	56,000
New Cross Gate (Lewisham)	45,000
Marsh Farm (Luton)	48,835
Hathershaw and Fitton Hill (Oldham)	53,530
Devonport (Plymouth)	48,725
Old Heywood (Rochdale)	52,003
Charlestown and Lower Kersal (Salford)	53,000
Burngreave (Sheffield)	52,000
Thornhill (Southampton)	48,700
East End and Hendon (Sunderland)	53,895
Bloxwich East and Leamore (Walsall)	52,000
All Saints and Blakenhall (Wolverhampton)	53,500
North Huyton (Knowsley)	55,800

計 1,126,131

3 近隣地域再生資金 (Neighbourhood Renewal Fund)

(1) 概要

政府は2000年の歳出見直し (Spending Review 2000、以下「SR 2000」と言う。)において、地域間格差の是正のためには荒廃地域における状況の改善が不可欠であるという姿勢を引き続き明確に示し、その具体的な政策の一つとして「近隣地域再生資金 (Neighbourhood Renewal Fund)」が2001年度より導入された。

近隣地域再生資金は、荒廃地域の改善を目的として使用される限り用途が定められず、地方自治体が提供する公共サービスのみならず、保健医療サービスを提供するNHS (国民健康保健サービス) やコミュニティ団体などが実施する事業に対しても使用できると

された。

また、補助金の交付にあたっては「地域戦略パートナーシップ（Local Strategic Partnership）⁴」の構築が必須条件とされ、地方自治体がリーダーシップを発揮し、各地域においてパートナーシップを活用することが求められた。

（２）対象地域及び交付額

近隣地域再生資金は、経済的・社会的に最も荒廃状況が著しいとされた地域を抱える 88 の自治体が交付対象とされたが、その選定にあたっては「2000 年荒廃状況指標 (The Indices of Deprivation 2000、以下「ID2000」と言う。）」が用いられた。ID2000 は各自治体の荒廃状況を緊急性や地域的な広がり、失業率、収入状況など 6 つの判断基準によって指標化したもので、交付自治体の選定にあたっては各基準のいずれかが全国で 50 位圏内に該当する自治体（計 81 自治体）に加えて、経過的措置として 50 位以内には入っていないものの、ID2000 以前に用いられていた 4 つの基準のいずれかにおいて 50 位以内に該当していた自治体（計 7 自治体）が対象とされた。

SR2000 においては初年度の 2001 年度に 1 億ポンド、2002 年度に 3 億ポンド、2003 年度に 4 億ポンドの総額 8 億ポンドの近隣地域再生資金が交付されることが盛り込まれていたものの⁵、荒廃状況の改善が喫緊の課題となっていたことから、初年度の交付額は 1 億ポンド増額され、当初 3 年間で 9 億ポンドが交付されることとなった。また、2002 年の歳出見直しにおいても 2004 年度、2005 年度の 2 ヶ年で総額 9 億 7500 万ポンドの近隣地域再生資金が交付されることが盛り込まれた。

さらに 2004 年の歳出見直しにおいては、2006 年度、2007 年度にそれぞれ 5 億 2500 万ポンドの近隣地域再生資金を交付することが盛り込まれたが、交付対象となる地方自治体については、新しく「2004 年荒廃状況指標 (The Indices of Deprivation 2004)」を用いた見直しが行われた。この結果、それまで近隣地域再生資金を受給していた 5 つの地方自治体が対象外とされるとともに、新たに 3 つの地方自治体が交付対象となり、86 の地方自治体が近隣地域再生資金の交付を受けることとなった。

図表 1－1－2 は地域別・地方自治体別の交付額の推移であるが、北部イングランド (North East、North West の計) の交付額が全体の 4 割を占め、比較的裕福な地域が多いとされる南部イングランド (East、South East、South West) と比較して交付額・自治体数が多くなっており、英国の「南北格差」を反映したものとなっている。

また、ロンドン域内の地域に対する交付額も全体の 2 割以上を占めているが、中でも Hackney や Newham、Tower Hamlets など、東部地域における交付額が多くなっている。

⁴ 次節参照。

⁵ HM Treasury, “Spending Review 2000”

【図表 1 - 1 - 2 地域・地方自治体別近隣地域再生資金配分額（2001～2007 年度）】⁶

（単位：千ポンド）

地域・地方自治体	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	合計
Northeast								
Derwentside	741	1,112	1,482	1,904	2,536	2,282	2,029	12,086
Easington	2,217	3,325	4,433	5,694	7,584	6,826	6,068	36,147
Gateshead	2,321	3,482	4,643	4,643	4,643	4,643	5,141	29,526
Hartlepool	1,569	2,353	3,138	4,030	5,368	4,831	4,375	25,663
Middlesbrough	2,625	3,937	5,249	6,742	8,981	8,360	8,398	44,292
Newcastle upon Tyne	3,422	5,132	6,843	6,843	6,843	7,129	8,312	44,524
North Tyneside	1,537	2,305	3,074	3,074	3,074	2,766	2,459	18,288
Redcar and Cleveland	1,736	2,604	3,472	3,472	3,472	3,397	3,412	21,566
Sedgefield	569	854	1,139	1,139	1,139	1,025	1,000	6,865
South Tyneside	2,691	4,037	5,382	6,912	9,208	8,287	7,366	43,884
Stockton-on-Tees	1,926	2,889	3,852	3,852	3,852	3,684	3,701	23,757
Sunderland	3,582	5,373	7,164	7,164	7,164	7,164	7,655	45,265
Wansbeck	690	1,034	1,379	1,772	2,360	2,124	1,888	11,246
Wear Valley	853	1,280	1,706	2,191	2,919	2,627	2,335	13,912
小計	26,479	39,717	52,956	59,432	69,143	65,145	64,139	377,021
Northwest								
Allerdale	428	642	855	855	855	570	285	4,491
Barrow-in-Furness	919	1,379	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	11,490
Blackburn with Darwen	2,167	3,251	4,335	4,335	4,335	3,901	3,602	25,926
Blackpool	1,504	2,256	3,008	3,008	3,008	3,193	3,723	19,700
Bolton	2,713	4,069	5,426	5,426	5,426	5,426	5,658	34,143
Burnley	637	955	1,273	1,273	1,273	1,822	2,124	9,357
Halton	1,964	2,946	3,928	5,045	6,721	6,049	5,377	32,030
Hyndburn	647	970	1,294	1,294	1,294	862	431	6,792
Knowsley	3,695	5,543	7,391	9,492	12,644	11,380	10,116	60,262
Liverpool	10,066	15,100	20,133	25,857	34,443	30,999	31,069	167,667
Manchester	10,298	15,446	20,595	26,451	35,234	31,711	29,881	169,616
Oldham	2,337	3,505	4,674	4,674	4,674	4,674	5,323	29,861
Pendle	980	1,471	1,961	1,961	1,961	1,307	654	10,295
Preston	1,260	1,890	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	15,753
Rochdale	2,439	3,658	4,878	4,878	4,878	4,878	5,509	31,118
Salford	2,720	4,081	5,441	6,988	9,308	9,308	9,308	47,154
Sefton	2,816	4,223	5,631	5,631	5,631	5,631	5,631	35,196
St Helens	1,937	2,905	3,873	3,873	3,873	3,873	4,359	24,693
Tameside	670	1,005	1,340	1,340	1,340	2,324	2,709	10,729
Wigan	1,363	2,044	2,725	2,725	2,725	4,096	4,776	20,453
Wirral	2,538	3,806	5,075	5,075	5,075	6,642	7,744	35,956
小計	54,098	81,145	108,194	124,539	149,056	143,004	142,637	802,682
Yorkshire & Humberside								
Barnsley	2,722	4,083	5,444	5,444	5,444	5,444	5,444	34,026
Bradford	4,906	7,359	9,812	9,812	9,812	12,613	14,707	69,020
Doncaster	4,395	6,592	8,790	8,790	8,790	8,699	8,739	54,795
Kingston upon Hull	3,754	5,630	7,507	9,642	12,844	12,844	12,844	65,064
Kirklees	1,496	2,244	2,992	2,992	2,992	4,183	4,878	21,778
Leeds	4,198	6,297	8,396	8,396	8,396	12,811	14,939	63,431
Northeast Lincolnshire	0	0	0	0	0	4,559	4,579	9,138
Rotherham	1,834	2,751	3,669	3,669	3,669	3,496	3,512	22,599
Sheffield	4,790	7,186	9,581	9,581	9,581	9,899	11,543	62,161
Wakefield	2,220	3,329	4,439	4,439	4,439	4,439	4,449	27,756
小計	30,315	45,471	60,630	62,765	65,967	78,987	85,634	429,768

⁶ <http://www.neighbourhood.gov.uk/page.asp?id=614>

地域・地方自治体	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	合計
East Midlands								
Ashfield	482	723	964	964	964	642	321	5,059
Bolsover	734	1,102	1,469	1,886	2,513	2,262	2,010	11,976
Derby	1,625	2,438	3,250	3,250	3,250	3,689	4,302	21,806
Leicester	4,188	6,283	8,377	8,337	8,377	7,693	7,728	51,023
Lincoln	200	300	400	400	400	267	133	2,100
Mansfield	1,149	1,724	2,299	2,299	2,299	2,188	2,198	14,154
Nottingham	4,623	6,934	9,246	11,875	15,818	14,236	14,177	76,909
小計	13,001	19,504	26,005	29,011	33,621	30,977	30,869	183,027
West Midlands								
Birmingham	11,022	16,533	22,043	22,043	22,043	32,266	37,624	163,575
Coventry	2,645	3,967	5,290	5,290	5,290	5,290	5,290	33,060
Dudley	760	1,140	1,521	1,521	1,521	1,577	1,839	9,879
Sandwell	4,025	6,038	8,051	10,340	13,773	12,396	11,018	65,640
Stoke-on-Trent	2,017	3,025	4,034	4,034	4,034	6,150	7,171	30,465
Walsall	3,561	5,341	7,122	7,122	7,122	6,410	5,698	42,376
Wolverhampton	2,964	4,446	5,928	5,928	5,928	5,928	5,928	37,052
小計	26,994	40,490	53,989	56,278	59,711	70,017	74,568	382,047
East								
Great Yarmouth	994	1,490	1,987	1,987	1,987	1,938	1,946	12,330
Luton	755	1,132	1,510	1,510	1,510	0	0	6,417
Norwich	0	0	0	0	0	1,959	1,968	3,927
小計	1,749	2,622	3,497	3,497	3,497	3,897	3,914	22,674
London								
Barking and Dagenham	816	1,225	1,633	1,633	1,633	1,633	1,717	10,289
Barnet	0	0	0	0	0	1,000	1,000	2,000
Brent	1,140	1,709	2,279	2,279	2,279	2,279	2,279	14,245
Camden	2,109	3,164	4,219	5,418	7,217	6,496	5,774	34,397
Croydon	291	436	581	581	581	1,000	1,000	4,470
Ealing	459	688	917	917	917	1,187	1,384	6,469
Enfield	930	1,395	1,860	1,860	1,860	1,674	1,488	11,065
Greenwich	1,941	2,911	3,881	4,985	6,640	5,976	5,312	31,647
Hackney	5,883	8,824	11,765	15,111	20,128	18,116	16,103	95,929
Hammersmith and	517	775	1,033	1,033	1,033	1,000	1,000	6,391
Haringey	2,667	4,001	5,335	6,852	9,127	8,214	7,863	44,059
Islington	3,135	4,703	6,270	8,053	10,727	9,654	8,581	51,123
Kensington and Chelsea	540	811	1,081	1,081	1,081	0	0	4,593
Lambeth	1,211	1,816	2,422	3,110	4,143	4,143	4,143	20,988
Lewisham	1,226	1,839	2,453	2,453	2,453	2,207	1,962	14,592
Newham	6,666	9,999	13,332	17,123	22,808	20,528	18,247	108,702
Southwark	3,956	5,934	7,912	10,162	13,537	12,183	10,829	64,513
Tower Hamlets	5,312	7,968	10,624	13,644	18,174	16,358	14,540	86,620
Waltham Forest	1,277	1,915	2,553	2,553	2,553	2,298	2,043	15,193
Wandsworth	200	300	400	400	400	0	0	1,700
Westminster	749	1,123	1,497	1,497	1,497	3,055	3,563	12,982
小計	41,025	61,536	82,047	100,745	128,788	119,001	108,828	641,967
Southeast								
Brighton & Hove	684	1,027	1,369	1,369	1,369	1,801	2,101	9,720
Hastings	688	1,031	1,375	1,375	1,375	1,574	1,836	9,254
Portsmouth	478	717	957	957	957	0	0	4,066
Southampton	431	646	862	862	862	0	0	3,663
小計	2,281	3,421	4,563	4,563	4,563	3,375	3,937	26,703
Southwest								
Bristol	1,783	2,674	3,565	4,579	6,099	6,099	6,099	30,899
Kerrier	805	1,208	1,610	1,610	1,610	1,074	537	8,455
Penwith	415	622	829	829	829	1,000	1,000	5,524
Plymouth	1,057	1,586	2,114	2,114	2,114	2,423	2,826	14,234
小計	4,060	6,090	8,118	9,132	10,652	10,596	10,462	59,112
合計	200,000	300,000	400,000	450,000	525,000	525,000	525,000	2,925,000

(3) 交付要件

近隣地域再生資金の交付に当たっては、以下の要件を満たすこととされた⁷。

- ① 近隣地域再生資金が投入される団体は「地域戦略パートナーシップ」の構成員であるとともに、その事業内容は地域戦略パートナーシップが策定する「近隣地域再生戦略 (Local Neighbourhood Renewal Strategy)」に合致するものでなければならない。
- ② 近隣地域再生資金の交付を受ける地方自治体は、毎年その使途についての報告書を地域戦略パートナーシップの合議によって作成するとともに、近隣地域再生資金が荒廃状況の改善に貢献していることについて地域戦略パートナーシップの合意を得なければならない。
- ③ 「地方公共サービス協定 (Local Public Service Agreement)」⁸の導入について政府との協議を進めている自治体については、荒廃地域の改善に取り組むことについて協定に盛り込まなければならない。
- ④ 交付を受ける地方公共団体は、荒廃地域の改善について定められた政府目標を達成することを誓約しなければならない。
- ⑤ 交付を受ける団体は質の高いベストバリュー実行計画を策定している必要があり、監査委員会から不備を指摘されている場合は改善に向けた計画を盛り込まなければならない。

第2節 地域戦略パートナーシップ (Local Strategic Partnership: LSP)

1 概要

地域戦略パートナーシップ (Local Strategic Partnership) は、地方自治体やその他の公的機関が行政サービスの提供にあたって、民間企業やボランティア、コミュニティ団体とパートナーシップを構築するもので、2001年3月に公表された政府のガイダンスにおいては、地域戦略パートナーシップは以下の4つの役割を果たすこととされた⁹。

- ・ 地域戦略 (Community Strategy) の策定と実施
- ・ 既存の計画やパートナーシップとの調整
- ・ 地方自治体との協働による地方公共サービス協定 (Local Public Service Agreement) の目標達成

⁷ Social Exclusion Unit, “A New Commitment to Neighbourhood Renewal: National Strategic Action Plan” p.49

⁸ 本章第3節を参照。

⁹ DETR, “Local Strategic Partnership, Government Guidance” p.4

- ・ 地域近隣再生戦略¹⁰の策定と実施

地域戦略は「2000年地方自治法」において全ての地方自治体に作成が義務付けられたもので、地域における経済的、社会的、環境的な面における生活の質の向上を目指すとともに、持続可能な発展の実現に寄与するものとされている¹¹。前述の政府のガイダンスにおいては、地域戦略の策定にあたっては関係する全ての公的機関や地域住民、コミュニティが参加することを求めており、中でも地域戦略パートナーシップが重要な役割を果たすことが期待された。

現在イングランド全域において 376 の地域戦略パートナーシップが設立されている¹²。近隣地域再生資金が交付されている 88 の地域では地域戦略パートナーシップの設置が義務付けられているものの、その他の地域においても積極的に活用されている。

2 役割

地域戦略パートナーシップの構成団体は、緊密な連携・協力を図ることによってそれぞれの政策目標を達成し、地域における様々な課題を効果的に解決することが期待されている。そのためにも地域戦略パートナーシップは、地域におけるコミュニティの連帯を強めるとともに、行政機関と地元住民やボランティア団体、企業との連携を強化する役割が求められる。

近隣地域再生資金の交付を受けている地域においては、近隣地域再生戦略の策定が地域戦略パートナーシップの重要な役割となっているが、その他の地域においても地域戦略の策定と実施にあたって、地域戦略パートナーシップを活用することによって、緊密に連携を図ることが期待されている。

さらに、地方公共サービス協定や地域協定（Local Area Agreement）¹³の実施においても地域戦略パートナーシップの活用が不可欠なものとされるなど、その重要性はますます高まっている。

3 構成

地域戦略パートナーシップの構成は各地域により大きく異なるものの、地方自治体や国民健康保険サービス（National Health Service; NHS）、警察などの公的団体をはじめ、商工団体やボランティア団体など、地域における様々な関係団体が参加している。

また、多くの地域戦略パートナーシップでは、主要（コア）メンバーに加え、様々な関係機関を「準構成団体」としているケースも多い。

¹⁰ 本章第1節参照。

¹¹ Local Government Act 2000, Section 4

¹² ODPM/Department for Transport, “National Evaluation of Local Strategic Partnerships: Report on the 2004 Survey of all English LSPs”

¹³ 第3章参照。

【図表 1－2－1 地域戦略パートナーシップの構成団体】¹⁴

(各団体が LSP の構成メンバーに含まれる割合。単位：％)

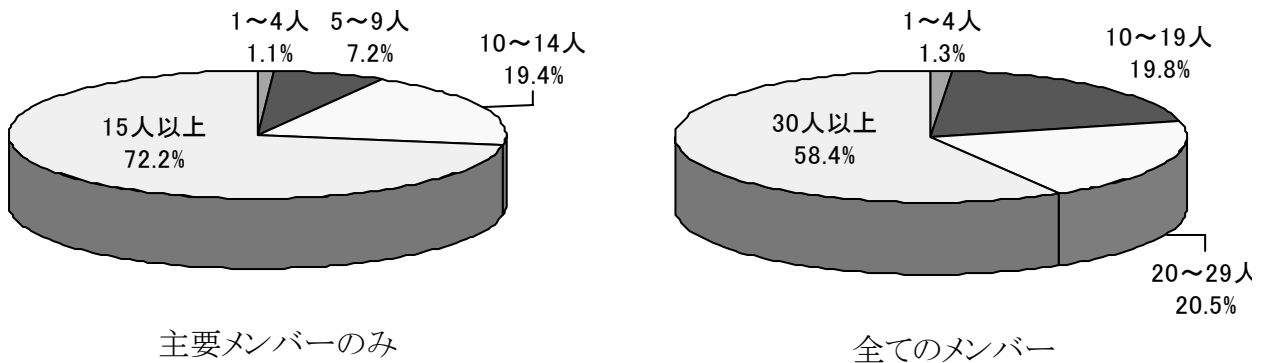
構成団体	主要メンバー	準構成団体を含む 全体メンバー
地方自治体		
地方議員	92	99
自治体職員	84	94
公的団体		
医療・健康保健機関	99	100
警察	95	99
職業安定所	33	73
政府事務所	46	71
地域開発公社	27	48
学習技能評議会	57	80
消防	26	63
民間団体		
商工会議所	52	78
その他の経済団体	43	62
企業	37	63
ボランティア・コミュニティ団体		
ボランティア団体	79	90
地域コミュニティ団体	36	55
住宅組合 ¹⁵	39	66
宗教団体	46	71
その他	29	41

また、パートナーシップを構成するメンバーの平均人数は、主要メンバーが 20 人程度、その他メンバーを含めた場合は 60～70 人程度となり、その半数以上を地方自治体の職員や議員、その他の公的団体の代表者が占めている。

¹⁴ ODPM, “National Evaluation of Local Strategic Partnerships: Formative Evaluation and Action Research Programme 2002-2005”, p.36

¹⁵ 住宅の供給を行う非営利団体

【図表 1－2－2 地域戦略パートナーシップの構成人数】¹⁶



2004 年に地域戦略パートナーシップを構築している自治体を対象に行われた調査では、多くの地域戦略パートナーシップでは現在の構成メンバーが適切であると答えているものの、メンバーが多いために効率的な運営が行われていないという回答も 1 割程度（11%）あった¹⁷。

また、LSP を構成する団体について、企業関係者の参加が少ないと感じているとした回答が 6 割を占めた。

第 3 節 地方公共サービス協定（Local Public Service Agreement:LPSA）

1 概略

「地方公共サービス協定（Local Public Service Agreement）」は、地域における公共サービスの改善について地方自治体と政府が協定を締結し、政府は自治体が政策目標を達成することができるよう財政措置や規制緩和を行うとともに、目標を達成した場合には一定の報奨金が自治体に交付される制度である。

地方公共サービス協定は、既に中央省庁において導入されていた「公共サービス協定（Public Service Agreement）」を原型として、地方自治体協議会（Local Government Association）により提案された「Local Challenge」を参考に導入されたもので、2000 年の歳出見直し（SR2000）において正式に導入が発表された。

地方公共サービス協定は、2000 年度に 20 の地方自治体によって試行（パイロット）事業としてスタートし、翌年度からほぼ全て¹⁸のカウンティ、大都市圏ディストリクト¹⁹、ユニタリー²⁰、ロンドン区²¹において実施されている。

¹⁶ ODPM, “National Evaluation of Local Strategic Partnerships: Report on the 2004 Survey of all English LSPs”, p.44-45

¹⁷ 同上 p.17, p.46

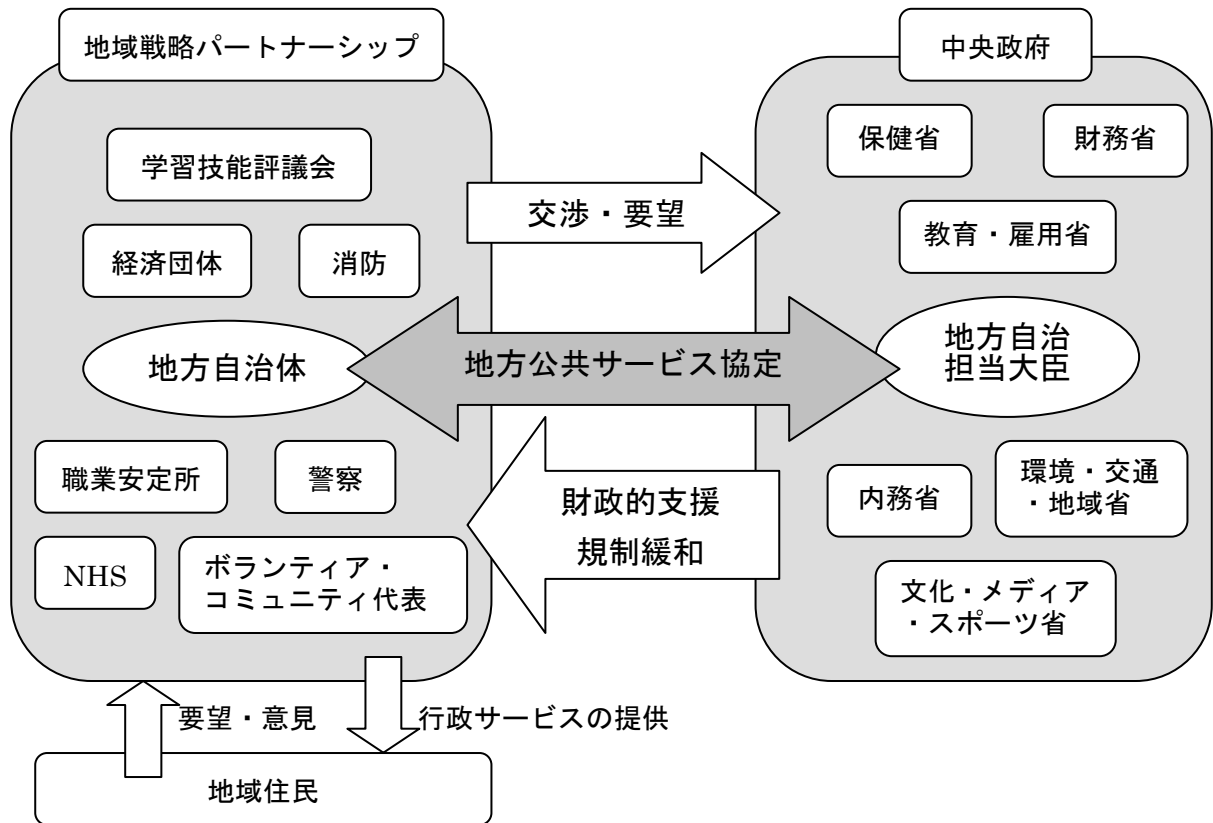
¹⁸ ハックニー・ロンドン区、シリー諸島、シティー・オブ・ロンドンを除く。

¹⁹ 大都市圏における一層制の自治体

²⁰ 大都市圏以外における一層制の自治体

²¹ 大ロンドン庁（Greater London Authority）における一層制の自治体

【図表 1－3－1 地方公共サービス協定の概念図】²²



2 公共サービス協定 (Public Service Agreement)

(1) 概要

1997年に政権に返り咲いた労働党は、保守党が取り組んだ財政健全化への取り組みを継承するとともに、効率的な予算の執行が行われているかについて徹底的に調査を進める「包括的歳出見直し (Comprehensive Spending Review、以下「CSR」と言う。)」を実施した。

政府はCSRによる徹底的な歳出の見直しを行った結果、1998年7月に「英国における公共サービスの近代化：改革のための投資－包括的歳出見直し (Modern Public Services for Britain: Investing in Reform Comprehensive Spending Review: New Public Spending Plans 1999-2002、以下「CSR白書」と言う。)」を発表した。

CSR白書において政府は、着実な成長と雇用創出を実現し、高品質な行政サービスの提供を目指した様々な政策を盛り込んだ。

中でも行政サービスの効率化、近代化を実現するため、新たに「公共サービス協定 (Public Service Agreement)」の導入が盛り込まれた。これは財務省と各省庁とが達成すべき業績や効率化について目標を設定し、その達成状況について定期的に測定、分析を行うもので、

²² 各省庁の名称は 2000 年4月当時のもの。

業績目標の設定にあたっては結果（outcome）を重視することとされ、目標の達成度については、毎年度各省庁から報告書が発表されることとされた。

（２）地方自治体PSA

政府はSR2000を経て発表した「公共サービス協定に関する白書」において、19の各省庁、及び複数の省庁にまたがる6つの分野の計25の分野における160の政策目標を盛り込んだ。中でも、政策目標の達成にあたっては、地方公共団体とそのパートナーが大きな役割を果たす項目を「地方自治体PSA（Local Government PSA）」としてまとめており、この各目標は、後述する「地方公共サービス協定」の全国目標に用いられている。

なお、公共サービス協定については財政見直しと同様に2年ごとに見直しが行われ、地方自治体PSAについても、2002年に発表された公共サービス協定において若干の見直しが行われている。

【図表 1－3－2 「地方自治体 PSA 2003-2006」で設定された目標例】²³

1. 以下の目標を達成することによって、国語及び数学の学力を向上させる。
 - 2004年までに11歳の生徒の85%がレベル4以上、35%がレベル5以上を達成し、その状態を2006年まで継続させる。
 - 65%未満の生徒がレベル4に達していない学校の数に2006年までに大幅に減少させる。
 2. 以下の目標を達成することによって、中等教育における国語及び数学、情報通信、科学の学力を向上させる。
 - 2004年までに全国の14歳の生徒の75%が英語、数学、情報通信（科学については70%）においてレベル5以上を達成し、2007年までにその割合を85%（科学は80%）まで引き上げる。
 - レベル5以上を達成している14歳の生徒が60%未満の学校の数に2007年までに大幅に減少させる。
 - 2007年までに90%の生徒が12歳までに英語と数学においてレベル4を達成する。
 3. 2004年までに不登校児を2002年比で10%減少させ、その状態を維持するとともに、その後も全体の出席率を向上させる。
- （以下、略）

²³ HM Treasury, “Public Service Agreements 2001-2004”

3 制度の枠組

(1) 試行（パイロット）事業

政府は地方公共サービス協定の実施にあたって、まず「パイロット自治体」の選定を行うことを発表した。パイロット自治体の選定にあたっては、政府と地方自治体協議会との間で協議が行われ、20自治体がパイロット自治体として選定された。

選定されたパイロット自治体は、それぞれ12項目程度の政策目標を設定することとされたが、その政策目標は、地域で独自に設定した政策目標に加え、前述の地方自治体PSAで規定された国の政策目標の双方を含むこととされた²⁴。

(2) 協定内容

協定は、①本文、②政策目標、③規制緩和策、④政府による財政支援策の各項目から成り、政策目標においては各項目について（1）成果の測定に用いる指標、（2）基準となる直近の業績（baseline performance）、（3）地方公共サービス協定を導入することによって期待できる業績、（4）地方公共サービス協定を導入しなかった場合に予想される業績、（5）地方公共サービス協定を導入することによって得られる成果が盛り込まれる。

地方自治体は、地域における優先課題に基づいて、協定に盛り込む政策目標を決定するものの、目標の設定にあたっては、その半数以上は国が定めた「全国目標（National Target）」であるとともに、教育、社会福祉の分野から3項目以上（両分野を必ず含める）、交通に関する目標を1項目以上、さらにコスト削減のための方策についての目標を必ず盛り込むこととされた。全国目標については、前述の「公共サービス協定に関する白書」に盛り込まれた地方自治体PSAにおける目標が基礎となっている。なお、後述する第2次地方公共サービス協定においては、全国目標に関する制限がなくなり、地域における課題をより反映させることができるようになっている。

各目標は、その成果に応じて交付される「業績報奨補助金」²⁵を算定するためにも数値化による測定が可能であるものとされ、以下の点について留意することとされた。²⁶

- ・ 成果はどれだけの資源を投入したかではなく、得られる結果（outcome）を重視する。
- ・ 既存のベスト・バリュース業績指標を使用するなど、曖昧さを避ける。
- ・ 協定の終了時点で入手可能なデータを使用する。
- ・ 複数の指標を採用する場合においても、その組み合わせにおける曖昧さを避ける。

一例として、グリニッジ・ロンドン区における協定では、12項目のうち全国目標が8項目

²⁴ DTER, “A Prospectus for Pilot Authorities”

²⁵ 次項参照。

²⁶ DTLR, “Local Public Service Agreements – New Challenges”

を占めており、教育の分野で2項目、雇用、社会福祉、治安、リサイクル、交通、コスト削減が各1項目となっている。

また、独自の政策目標として、①公的保護を受けている児童の学力向上、②「環境犯罪」への取り組みの強化、③家庭におけるエネルギー効率の向上、④若年層のスポーツ参加、の4項目が盛り込まれているが、その中で「環境犯罪」への取り組みにおいては、(a)不法投棄の報告数、(b)公共施設における落書きが消去されるまでの期間、(c)迷惑駐車の報告数が目標値として掲げられた（図表2-3-3参照）。

【図表1-3-3 グリニッジ・ロンドン区における政策目標の一例】²⁷

目標7 「環境犯罪」に対する取り組みの強化

政策目標

1. 不法投棄の報告数
2. 公共施設における落書きが消去されるまでの期間
3. 迷惑駐車 of 報告数

現在の状況（2001年度）

1. 1008 件の不法投棄が報告されている
2. 全ての落書きが5日以内に消去されている
3. 5700 台の不法駐車が報告されている

地方公共サービス協定を導入しなかった場合に予想される協定終了時の各数値

1. 908 件
2. 4.5 日
3. 5700 台

地方公共サービス協定を導入した場合に予想される協定終了時の各数値

1. 672 件
2. 3 日
3. 2850 台

地方公共サービス協定の導入によって上乗せされる効果

1. 236 件の減少
2. 1.5 日の短縮
3. 2850 台の減少

²⁷ グリニッジ・ロンドン区の地方公共サービス協定を参照した。

4 政府による支援措置

(1) 財政的支援

ア 誘導補助金 (Pump Priming Grant; PPG)

協定を締結する自治体に対しては、政策目標を達成するための財政措置として初年度に「誘導補助金 (Pump Priming Grant; PPG)」が交付される。

パイロット事業に参加した自治体に対しては一律100万ポンドの誘導補助金が交付されたが、その他の自治体に対しては人口規模を勘案し、75万ポンドに人口一人あたり1ポンドを加算した額が上限とされた。また、小規模な自治体については、後述する業績報奨補助金の3分の1を超えないこととされている。

なお、誘導補助金は協定締結の翌年度に交付される。

イ 業績報奨補助金 (Performance Reward Grant; PRG)

協定に盛り込まれた政策目標が達成された場合には、最大で当該自治体の純予算所要額²⁸の2.5%が「業績報償補助金 (Performance Reward Grant; PRG)」として交付される。補助金は各政策目標に対して均等に交付され、目標を完全に達成した場合は満額が交付されるが、一部を達成した場合については達成した割合に応じて減額されて交付される。しかしながら達成率が60%に満たない場合は、一切交付されない。

業績報奨補助金は資本補助金と経常補助金²⁹に均等して分割され、協定終了後の2年間に渡って毎年2分の1の額が交付される。また、最終年度の当初において中間目標を達成している場合は、その5分の1の額を上限として交付を受けることができる。

一例として、パイロット自治体として参加したダービーシャー・カウンティの場合は、12項目すべての目標を達成した場合には、2000年度の純予算所要額の2.5%となる13,427,650ポンドが交付されることが協定に盛り込まれていたが、5項目で政策目標を完全に達成し、4項目で一部目標を達成したことから、合計で8,839,000ポンドが交付された。なお、達成率が60%に満たなかった3項目については、交付されていない。

2005年4月までに業績報奨補助金が確定した60の自治体において、完全に達成した場合に見込まれた補助金額と比較して、実際に受け取った額は平均して約57%となっているが、その受給率は自治体によって17%から92%と大きな開きがあった³⁰。

ウ その他

地方公共サービス協定の実施に際して、政策目標を達成するためには新たな資金の借入れ

²⁸ 地方自治体の支出において地方交付金 (Revenue Support Grant)、ノン・ドメスティック・レイト、カウンシル税を財源とするもので、協定締結の前年度の純予算所要額が用いられる。

²⁹ 英国の地方財政制度においては、土地や建物に係る資本会計と人件費や消耗品などの経常的経費に係る経常会計が明確に区分されている。

³⁰ ODP, “National Evaluation of Local Public Service Agreements Second Interim Report” p.15

が望ましいと認められる場合には、地方自治体が必要な借入れを行うことができるよう、「無支援起債許可（Unsupported Credit Approval; UCA）」が与えられる。無支援起債許可は通常の借入れと異なり、地方交付金の算定においては考慮に入れられず、政府からいかなる補助を受けることもない。そのため、許可を与えるにあたっては、自治体の予算規模と比較して必要以上に大きな金額とならないこととされている。

なお、パイロット事業に参加した20の自治体に対しては、事業の実施にかかる経費として、上記の補助金とは別に各自治体に対して50,000ポンドが交付されている。

（２）規制緩和

地方公共サービス協定の実施にあたって、法的規制や補助金の交付要件等が政策目標の達成の妨げとなっていると認められる場合には、地域を限定した一定の規制緩和が認められる。

地方自治体は政策目標を達成するために必要と考える規制緩和について、具体的に政府と交渉を行い、合意した事項については協定に盛り込まれることとなっている。

前述のグリニッジ・ロンドン区における「環境犯罪」への取り組みについては、同区に対して車両の登録番号を管理している英国運輸局（Driver and Vehicle Licensing Agency）のコンピューターへのアクセスを許可することによって、迷惑駐車車両の所有者の特定を可能としたほか、罰金による収入を区の財源として受け取ることなどが盛り込まれた。

５ 第２次地方公共サービス協定（LPSA 2）

地方公共サービスの導入にかかる政府と地方自治体との交渉がほぼ完了した 2003 年 12 月、政府は次のラウンドとなる「第２次地方公共サービス協定（以下「LPSA2」と言う。）」の導入を発表した。

LPSA 2 は、基本的には第１次地方公共サービス協定（本節では以下「LPSA 1」と言う。）の内容を引き継いでいるものの、地域における優先課題の解決を図るため、いくつかの変更点が加わった。

LPSA 1 においては、政策目標の半数以上に全国目標を含めることとされていたが、LPSA 2 では地域における公共サービスの改善に焦点が置かれたことから、この制限が取り払われた。

政策目標の設定にあたっては、地域において優先される課題であることを明らかにすることとされ、地域戦略や包括的業績評価制度（CPA）、近隣地域再生戦略などの既存の政策から導き出されるものであることが望ましいとされた。

また、LPSA 2 では政策目標の達成のため、政府と地方自治体のみならず地域内においてもパートナーシップを積極的に活用することが重要視された。地域におけるパートナーシップの活用においては、「地域戦略パートナーシップ（Local Strategic Partnership; LSP）」が大きな役割を果たすことが期待されている。

また、LPSA 1 では明確な役割が規定されていなかったディストリクト³¹についても、LPSA 2 ではカウンティの主要なパートナーとして積極的な役割を果たすことが期待された。

なお、財政的メリットについては LPSA 1 同様、誘導補助金については 75 万ポンドに一人あたり 1 ポンドを加えた金額（小規模自治体については業績報奨補助金の 3 分の 1 を上限）とされ、業績報奨補助についても、政策目標を全て達成した場合には、当該地方自治体における前年度の純予算所要額の 2.5% が交付されることとなった。

6 地方公共サービス協定と地域協定（LAA）³²の統合

地域協定は地方公共サービス協定と同様、地域における行政サービスについて地方自治体が中央政府と協定を結ぶもので、2005 年から導入された。

LAA の導入が発表された時点において、いくつかの地域では LPSA 2 の交渉が始められていたが、すでに交渉を始めていた自治体については、引き続いて LPSA 2 として交渉することとされ、地域協定の導入が発表された時点で LPSA 2 の交渉を始めていなかった自治体については、LPSA 2 は地域協定における「報奨要素（reward element）として、地域協定とあわせて交渉が進められることとされた。

³¹ イングランドでは日本と同様に市町村に該当するディストリクトと都道府県に該当するカウンティからなる二層制の地域のほか、両者の権能を併せ持った一層制の地域が混在している。

³² 次章参照。

第2章 地域協定(Local Area Agreement; LAA)

第1節 概略

政府は2004年7月、地方自治体と中央政府との間において、双方が合意した地域の政策目標や指標の達成を目指して締結される「地域協定 (Local Area Agreement; LAA)」の導入を発表した。地域協定は中央政府と地方公共団体との緊密な連携を図り、地方自治体がリーダーシップを発揮して地域におけるパートナーシップを活用するとともに、より柔軟な行政運営を可能にすることで、効率的な行政サービスを提供することを目的としている。

協定の期間は3年間とされ、各自治体は協定の内容について各地域の政府事務所 (Government Office) ³³を窓口として交渉を行い、地域において構築されるパートナーシップを活用することによって、効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることとされている。

2005年3月から「パイロット自治体」として選定された20の地域で始まり、2006年3月には第2次地域協定として新たに66の地域で協定が締結された。現在は2007年から実施される第3次地域協定の交渉が行われており、これにより全てのカウンティ、大都市圏ディストリクト、ユニタリー、ロンドン区において地域協定が導入されることとなる。

パイロット事業においては、各地域は「児童・青少年 (Children and Young People)」、「安全で強固なコミュニティ (Safer and Stronger Communities)」、「健康な社会と高齢者 (Healthier Communities and Older People)」の3つの分野 (Block) において中央政府と合意した政策を実行するとされていたが、第2次地域協定からは「経済開発 (economic development and enterprise)」の分野が加わり、4分野となっている。

第2節 制度の枠組み

1 地域協定の対象範囲

地方自治体は地域戦略パートナーシップなどを活用することによって地域における優先課題について検討を行い、協定に盛り込む内容について中央政府の窓口となる各地域の政府事務所と交渉を行う。

地域協定は地域的、全国的課題に取り組むことによって生活の質の向上を改善することを目指しており、協定には①成果 (outcome)、②指標 (indicators)、③政策目標が盛り込まれる。

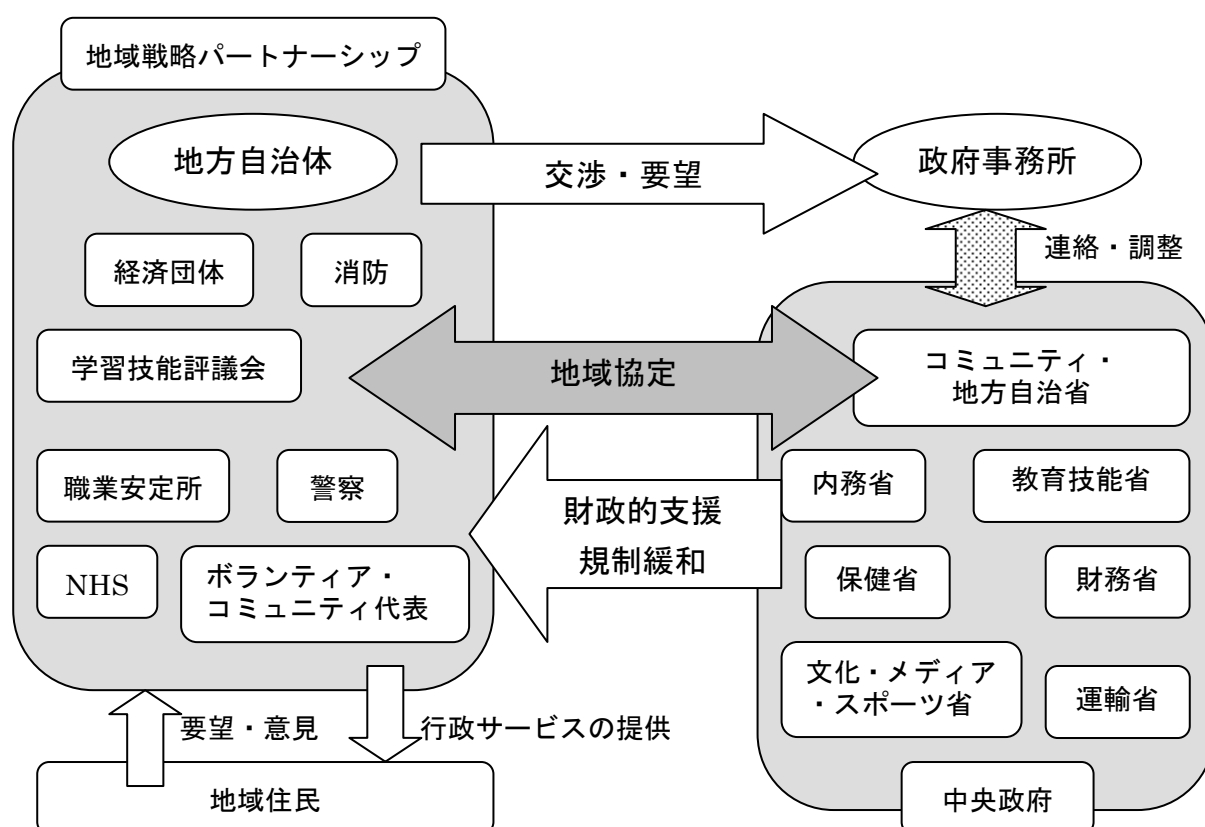
取り組む課題については、前述の「児童・青少年」、「安全で強固なコミュニティ」、「健康な社会と高齢者」、「経済開発」の4つの分野に区分されることがとされ、地域において取り組む幅広い課題が網羅されているが、必ずしもこの4つの分野に限られるものではなく、

³³ イングランドの8つの地域及びロンドンに設置された中央政府の地方事務所

複数の分野にまたがる課題についても地域協定の枠組において取り組むことが望ましいと考えられる場合には、協定に盛り込むことが可能となっている。

地域における優先課題に取り組むとされていることから、その内容は地域戦略や近隣地域再生戦略など既存の政策を反映したものでなければならない。

【図表 2－2－1 地域協定の概念図】



2 パートナーシップの活用

地域協定の実施にあたっては、地方自治体がリーダーシップを発揮するとともに、地域戦略パートナーシップや地域における様々なパートナーと協力して推進されなければならない。そのためにも政府側の窓口となる各地域の政府事務所は、地域協定の交渉においても全ての関係機関が参画しているかについて、常に注意を払うこととされている。

特に、カウンティとディストリクトから成る二層制の地域においては、地域協定の実施にあたって双方の協力関係がより重要となっており、この場合においてもカウンティが地域における主導権を握るとともに、ディストリクトと緊密に連携を取って進めていくことが求められている。

なお、近隣地域再生資金など特定の地域に絞って交付される補助金については、地域協定の実施によって財源が一元化（プール）される場合においても、当該地域においてのみ用いられることとされている。

3 成果フレームワーク（Outcomes Framework）

政府は 2005 年 6 月に発表したガイダンス³⁴において、協定に盛り込むことのできる成果（outcome）の事例を「成果フレームワーク（Outcomes Framework）」としてまとめている。

成果フレームワークは前述の 4 つの分野に分けられており、中にはすべての地域において協定に盛り込まなければならないとされる成果や、特定の補助金を受け取っている場合に盛り込まなければならない成果も含まれている。協定においては成果フレームワークに盛り込まれた成果に加えて、地域における優先課題を踏まえた独自の項目を盛り込むこととされている。

³⁴ ODPM, "Local Area Agreements Guidance"

【図表 2－2－2 「児童・青少年」の分野における成果フレームワークの一例】³⁵

成果例	指標例
安全の確保	・ 交通事故による0-15才児童の死傷者数 ・ 児童保護登録における再登録件数 ・ 2年半以上の公的保護を受けた16歳未満の児童のうち、最低2年間同一の場所で生活したか、もしくは養子縁組を受けた児童の比率 ・ 法廷において40週間未満で決着がついた児童保護案件の比率 ・ いじめを経験したと主張する11-15才児の比率 ・ 犯罪・反社会的行動に関する不安
健康の増進	・ 18才未満の妊娠比率 ・ 11才未満の児童における肥満発生率 ・ 児童死亡率 ・ 自殺、ならび原因不明の負傷による死亡率 ・ CAMHS（青少年向け精神衛生サービス）の利用状況 ・ 平均アルコール消費量 ・ 喫煙習慣を持つ児童の比率 ・ 16才未満、および16-19才の診断に基づいた性病感染発現率 ・ 毎日5種類以上のフルーツと野菜を摂取している児童の比率 ・ 違法薬物が原因となった犯罪・迷惑行為の件数 ・ 学校内外で週2時間以上の体育教育・学校スポーツ活動に参加している5-16才の生徒比率 ・ ホームレス対策法によって提供された臨時住居に収容されている児童世帯数/児童世帯が臨時住居で過ごした総日数 ・ 週に1回以上、中程度の激しさのスポーツを1時間以上行い、さらに毎日何らかの運動を行っている若年者の比率 ・ 妊娠中の喫煙 ・ 授乳比率 ・ 安全な遊び場の提供と利用機会 ・ 公的保護を受けている児童の医療サービスの利用状況 ・ 教育・職業訓練を受けず未就労の十代の親に関する目標

なお、近隣地域再生資金を受給している地域については、図表 2－2－2 で示した6つの成果を必ず盛り込むとともに、地域協定の導入によって、地域内における最も荒廃したエリアとその他の地域との格差を是正することについて盛り込まなければならないとされた。

³⁵ODPM, Local Area Agreements Guidance, p44

また、二層制の地域において近隣地域再生資金を受給しているディストリクトが含まれる場合には、ディストリクトは各成果について地域協定の実施主体であるカウンティに報告を行い、カウンティはディストリクトが達成した成果について、政府事務所への報告に盛り込むこととされた。

【図表 2－2－3 近隣地域再生資金の交付を受けている地域において盛り込むべき成果】³⁶

- ・ **犯罪** - 当該地域の犯罪・迷惑行為抑制パートナーシップ（Crime and Disorder Reduction Partnership）と協力して犯罪全体を抑制し、地域において最悪の業績を示している区域とその他の区域とのギャップを解消する。
- ・ **教育** - 中等教育における英語、数学、理科の水準を引き上げ、2008 年までに近隣地域再生資金交付地区内の全ての学校において、少なくとも 50%の生徒が英語、数学、理科の各科目においてレベル 5 以上の成績を達成できるようにする。
- ・ **健康** - 若年死比率を減少させると同時に、地域内における若年死比率の格差を是正させる。特に喫煙や食習慣、運動など、心臓病や脳卒中、関連疾患のリスクを減少させることに重点がおかれる。
- ・ **住宅** - 最貧区域の住宅環境を改善する。特に 2010 年までに全公営住宅を妥当な水準に引き上げることを目指す。
- ・ **住環境** - 住環境における最貧区域とその他の区域との格差を是正する。特に路上ゴミと粗大ゴミの状況改善に重点を置く。
- ・ **失業** - 失業率が最も高い区域における就労率を大幅に改善し、当該区域の就労率とイングランド全域の就労率の格差を解消する。

4 業績フレームワーク（Performance Framework）

（1）概要

地方自治体の行政評価には様々な指標が用いられており、業績の測定や中央政府への報告が自治体にとって大きな負担となっていることが指摘されてきた。地域協定はこうした様々な指標を簡素化することによって、自治体の負担を軽減することが目的の一つとなっている。

地域協定における業績評価の過程は、①成果と指標の設定、②業績に関する情報の収集・測定・報告、③業績管理に分かれる。

³⁶ ODPM, Local Area Agreements Guidance, p25

前述のガイダンスにおいては、成果、指標の共通化や透明でわかりやすい業績の測定など、今後政府が目指すべき方策について触れられている。地方協定が導入される以前は、交付される補助金ごとに細かく業績測定や報告の義務があったものの、地域協定によって一元化（プール）された補助金については、原則として協定に盛り込まれた成果や目標についてのみ、業績の測定や報告が求められることとなった。

しかしながら、当面は全国目標に関するものや、警察など全国共通のデータを集める必要がある指標、そしてベスト・バリュー業績指標（BVPIs）については、既存の方法によってデータの収集、報告を行うこととされている。

（２）地域業績管理（Local Performance Management）

地域協定を効果的かつ効率的に実施するためには、各地域において効果的な業績管理の体制が求められる。そのためにも各地域において策定される業績管理には、以下に列举するような特性を持ち合わせることが求められており、政府事務所は地域協定の締結に際して必要な特性を満たしているかについて考慮に入れるとともに、６ヶ月後に行われる協定の見直しの時点においても進捗状況の確認を行うこととされた。

【図表２－２－４ 地域業績管理に求められる特性】³⁷

【成果】

- ・ 成果は地域戦略等において規定される地域の実情を反映したものである。
- ・ 成果に対して各主体における政治的、行政的上層部が意欲を持って取り組んでいる。
- ・ 地域協定の実施にあたってパートナーの間で明確に合意ができています。

【指標・目標】

- ・ 全国的・地域的優先課題が反映されている。
- ・ 個々の成果について適切な指標が用いられ、業績評価を行なうための必要なデータが適切な間隔で入手することができる。
- ・ 全ての指標は現実的かつ測定が可能なもので、裏付けがあり、期限が設定されたものである。
- ・ 目標はいかなる時点においても進捗状況が把握できるものでなければならない。

【業績測定・報告】

- ・ 目標・指標に対する進捗状況についてどのように報告するかについて、パートナー間で合意ができています。
- ・ 成果・目標の達成状況を把握するため各パートナーから業績に関する情報を収集し、政府事務所に報告することができる。

³⁷ ODPM, Local Area Agreements Guidance, p13

- ・ 業績に関する情報は透明性が高く、各パートナーや政府事務所がいつでも参照することができる。
- ・ 各パートナーは適切な地理的範囲におけるデータを収集、利用できる（特に近隣地域再生資金における指標、及び貧困な区域が散見される富裕地域における指標）。

【業績管理と改善】

- ・ 業績の良・不良を把握するための定期的で着実、かつ頻度の高い業績測定の手段が確実に整備されている。
- ・ 各パートナーはどの成果に誰が責任を持つかについて明瞭に理解し、各地域において独自の「段階的な介入体制」が整備されている。
- ・ 政府事務所と地域のパートナーとの間において、継続的な不良業績が発生した場合に政府事務所が主体となって実施する是正措置について合意している。
- ・ 予測される業績とのぶれを把握し、それに対処するための明確な体制が整備されている。

【運営計画と実施】

- ・ 各実施団体、さらにパートナーシップ全体において、戦略を持った運営計画が策定され、スケジュールや期限別目標、担当責任者が決められている。政府は特定の成果を達成する上で継続的な問題が発生していない限り上記の計画には関知しないが、問題が起こった場合には政府事務所は当該運営計画について確認する。
- ・ 各団体、およびパートナーシップ全体の双方において、運営計画に対する進捗状況を把握するためのプロセスが整備されている。

（３）協定締結後の政府事務所との対話と介入

協定を締結した後も、地域協定の進捗状況について、政府事務所と各地域との間において継続した対話が求められる。

地域協定が導入される以前から、自治体の政策運営に関しては政府事務所と地方自治体の間において様々な形による意見交換の場が設けられており、地域協定の実施に際してもこうした場を引き続いて活用することが求められているものの、協定のより効果的な実践を実現するためにも、こうした継続的な対話の場に加えて、地域協定の実施にあたっては６ヶ月毎の定期的な業績見直し（**performance review**）を行うこととされた。

業績見直しでは、各地域は成果や目標の達成状況、４つの各分野における予算の執行状況について報告を行うこととされた。具体的な項目としては、下記のとおりとなっている。

- ・ 成果、目標に対する業績
- ・ 強力なパートナーシップの継続（特にボランティア・コミュニティセクター（VCS）や地域住民との協働）

- ・ 業績管理の手法と行政サービスの提供における工夫

6ヶ月毎の定期見直しでは、各地域の業績や行政サービスの提供において工夫された点や課題、解決方法についての議論が行われる。また、中央政府によるサポートや、各地域が目標を達成するために必要な「権能付与措置（Enabling Measures）」³⁸についても引き続いて検討が行なわれる。進捗状況が望ましくないと判断された場合には、政府事務所は各地域に対して計画内容の再検討や助言などのサポートを行うこととされるが、改善が見込めないと判断された場合には業績不良とみなされ、以下のような取り組みや政府事務所による介入が行われる。

- ・ 各自治体によるパートナー団体に対するサポート（人材育成等）
- ・ 政府事務所による業績測定の高度を上げる
- ・ 政府事務所による診断と改善計画についての合意

上記のサポートは業績が安定するまで続けられるが、業績不良が長期に渡るなど深刻な場合は、政府事務所は中央政府の各省庁と緊密に連携を取り、以下のような措置が講じられる。

- ・ 中央政府や外部専門家の主導による業績診断、改善プログラムの見直し
- ・ 特定補助金化や個別の報告など、補助金の簡素化の停止
- ・ 地域協定の廃止

年度末と重なる6ヵ月毎の見直しにおいては、上記に加えて地域協定の戦略的な見直しが行われ、地域協定の再評価が行われる。これによって各地域は地域協定で盛り込んだ成果や目標が引き続いて地域の優先課題を反映したものであるかについて検討を行うとともに、補助金の追加や削減、業績を反映させた目標の検討、さらには個々の補助金における全国的な変更についての協議が行われる。

第3節 政府による支援措置

1 補助金の簡素化

地域協定では、資金の流れを簡素化することによって、財政面における柔軟性を確保することが目的の一つとなっている。

³⁸ 次節参照。

地域協定に盛り込まれた成果の達成のために用いられる中央政府からの補助金については、以下のように分類される。

- ① 各省庁により特定の地域に対してのみ交付される「特定地域補助金」
- ② 中央省庁からすべての自治体に交付される「中心的（Mainstream）補助金」（地方交付金、警察補助金、初期医療トラスト補助金、学校補助金等）
- ③ 地域開発公社、宝くじ基金、スポーツ・イングランド（スポーツ振興団体）、学習技能評議会（LSC）などの非政府公共団体（NDPB）に対して交付される補助金

特定地域補助金は自動的に、または条件が付された上で、中央政府において4つの分野ごとに一元化（プール）され、地方自治体（二層制の地域においては地域協定の責任団体となるカウンティ）に対して一括で交付される。ディストリクトが近隣地域再生資金の受給団体となっている場合については、同資金はカウンティを窓口として交付されるものの、その全額はディストリクトに配分されるとともに、荒廃地域の改善のために使用されなければならない。

中心的補助金については中央政府において一元化はされないものの、地域協定の予算として、各地域において統合することができる。

非政府公共団体に対して交付される補助金については、既に各団体に配分されていることから中央政府において一元化されることはないものの、各団体からの拠出によって、地域協定の予算として使用されることができる。

4つの各分野に交付、統合された補助金については、各分野の成果の達成のためには使途が限定されることがなく、柔軟な行政運営が可能となっている。

2 単一予算（Single Pot）

予算の柔軟な運営を可能にするため、一部の地域は単一予算（Single Pot）地域として指定されている。単一予算地域においては、成果や財源を4分野に分類する必要がなく、合意された全ての成果に対して、いかなる財源をも利用できる裁量が認められている。ただし、財源によっては必ず盛り込むべき成果や指標、目標を設定しているものがあり、その場合にはこれらの項目を協定に盛り込む必要がある。

単一予算地域の選定にあたっては、行政サービス全般にわたる業績が良好であったことなどが考慮され、第1次（パイロット）地域協定が開始された時点においては1自治体のみが選定されていたものの、2006年4月には新たに22の自治体が単一予算地域として指定されている³⁹。

³⁹ <http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1164715>

3 地域協定における報奨要素 (Reward Element)

政府は 2005 年 6 月に地域公共サービス協定 (LPSA) を地域協定に統合することを発表したが、それ以降に政府事務所との交渉をはじめた地域については、第 2 次地域公共サービス協定は地域協定における「報奨要素 (Reward Element)」として交渉が行われることとなった。

地域協定は本来、資金の流れを簡素化することによって柔軟な行政運営を可能にすることが重視されているが、報奨要素については地域公共サービス協定と同様に 12 項目程度の政策目標を設定し、その行政目標を達成するための誘導補助金 (PPG; Pump Priming Grant) や業績報奨補助金 (PRG; Performance Reward Grant) が交付されることとされた。

4 規制緩和と権能付与措置 (Freedoms and Flexibilities, Enabling Measures)

地域協定では、政策目標を達成するために障害となっている法的規制について、様々な規制緩和が行われる。規制緩和は地域協定に参加する全ての地域に対して行われるもののほか、政府事務所との交渉によって地域を限定して行われるものもある。

なお、規制緩和は 2007 年 4 月から開始される第 3 次地域協定において「権能付与措置 (enabling measures)」と名称が変更されている。

【図表 2-3-1 地域協定への参加によって自動的に得られる規制緩和】⁴⁰

- ・ 中央政府からの補助金を一括して受け取り、地域協定の各分野内（単一予算地域については地域協定の事業内）で自由に使用することができる。
- ・ 各年度の剰余予算を次年度に繰り越すことができる。繰り越された予算の支出に当たっては、地域協定に盛り込まれた成果の達成を目的とすることが要求される。⁴¹
- ・ 地域協定において設定された成果を少ない予算で達成した場合は、それによる剰余予算を協定の目的を実現するために使うことができる。
- ・ 監視や報告の緩和。
- ・ 地域協定の成果を達成するため、主要な補助金を地域内の団体間で流用し、または合算することができる。
- ・ 補助金の申請手続きを省略するなど交付手続きの簡素化。

⁴⁰ ODPM, “Local Area Agreements Guidance” p42

⁴¹ 第 3 次地域協定においては、この項目が無くなっている。

第4節 第3次地域協定

1 概要

66 自治体が参加した第2次地域協定は2006年3月に調印式が行われ、2006年4月から第3次地域協定の交渉が始まった。これによってイングランドにおける全てのカウンティ、ユニタリー、大都市圏ディストリクト、ロンドン区において地域協定が導入されることとなった。

第3次地域協定は原則としてそれまでの地域協定の枠組を引き継いでいるものの、パートナーシップのさらなる活用や実効性の強化を目的として、いくつかの変更点が加えられた。

2 成果フレームワーク

第1次（パイロット）地域協定や第2次地域協定の交渉においては、成果フレームワークの協議に多大なる時間を要したことから、第3次地域協定の実施にあたって発表された政府のガイダンス⁴²においては、必ず盛り込むべき成果や指標について具体的な項目が明示されることとなった。

一例として、全ての地域で盛り込むこととされた成果項目については、第2次地域協定において具体的に提示された項目は2項目のみであったものの、第3次地域協定においてはさらに細分化され、具体的な成果項目として6項目が提示されている（図表2-4-1を参照）。

また、特定の補助金を受け取っている場合に盛り込まなければならないとされた成果についても13項目から18項目に増やすことによって、成果項目の選定にかかる交渉の簡素化を図っている。

なお、近隣地域再生資金が交付されている地域において盛り込まなければならないとされた6項目⁴³については、変更されていない。

⁴² ODPM, “Local Area Agreement Guidance for Round 3 and Refresh of Rounds 1 and 2”

⁴³ 本章第2節第2項を参照。

【図表 2－4－1 第3次地域協定において必ず盛り込むべきとされた成果】⁴⁴

- ・ 健康の向上と健康面における不平等の解消
- ・ 犯罪の減少
- ・ 犯罪の恐れを減少させることによる安心した生活の実現
- ・ 不法薬物が原因となる迷惑行為の減少
- ・ 地域における思いやり（respect）の向上と反社会的行動の減少
- ・ 地域住民に政策決定における選択肢と影響力を与え、行政サービスの提供における役割の強化

3 役割と責任分担

前述の政府ガイダンスでは、地域協定における各機関の役割と責任を明確にするため、①中央政府、②政府事務所、③地方自治体、④地域戦略パートナーシップ（LSP）、⑤地域住民及びコミュニティ・ボランティアセクター（VCS）、⑥企業部門、⑦国民健康保健サービス（NHS）の7つの項目を設けて詳細に示している。

中でも地域協定の実施にあたってボランティアや地元コミュニティの役割が重視され、各地域は協定において住民やボランティア・コミュニティ団体がどのように参加するかについて具体的に明示することが求められている。

中央政府の役割としては、各補助金の統合や権能付与措置、各協定における成果、指標、目標値についての同意とともに、複数の省庁が関係する事案について副首相府⁴⁵がとりまとめを行うことなどが盛り込まれた。

地方政府事務所は中央政府に代わって地域協定の交渉や業績の測定を行うとともに、地域協定の交渉において関係する全ての機関、特に地域住民やボランティア・コミュニティセクターが含まれているかについて確認する義務を有するとされた。

4 業績フレームワーク

地域協定は既存の業績管理を合理化することによって各地域に固有の業績フレームワークを策定し、業績の測定や報告において地方自治体の負担を軽減することを目的としている。第2次地域協定では中央政府において一元化（プール）された補助金に関する業績報告の合理化が重視されていたが、この点については地域協定が導入された後も引き続いて検討が行われ、第3次地域協定においてもいくつかの進展が見られた。

⁴⁴ ODPM, “Local Area Agreements Guidance for Round 3 and Refresh of Round 1 and 2”, p12-13

⁴⁵ 2006年5月の内閣改造によって、コミュニティ・地方自治省が管轄することとなった。

具体的な事例として、児童や少年の福祉の向上を目指したエブリ・チャイルド・マター（全ての子供たちのために）政策において、成果目標⁴⁶を達成するための改善サイクルが地域協定の業績管理と統合され、データの収集や中央政府への報告における地方自治体の負担が軽減されている。

また、近隣地域再生資金を受給している地域において必ず盛り込まなければならないとされた6項目の成果について、同資金の交付に際して求められていた業績管理フレームワークが地域協定の業績管理及び業績測定と統合されることとなった。

なお、協定の6ヶ月毎の定期見直しや業績不良の場合に行われる政府事務所、中央政府の介入についての変更は行われていない。

5 補助金の簡素化

地域協定においては、地方公共団体に対して交付される補助金の一部が中央政府において一元化（プール）され、地方自治体に対して一括で交付されるが、第3次地域協定のガイダンスにおいては、自動的に中央政府においてプールされる補助金が一覧として明示された⁴⁷。

なお、これらの補助金をプールする上で一定の条件を付しているものもあり、一例として「地域経済開発イニシアティブ補助金（Local Enterprise Growth Initiative; LEGI）」が交付されている地域については、①荒廃地域における新規起業数の上昇、②荒廃地域における地元企業の持続的な成長（及び倒産率の減少）、③荒廃地域における雇用につながる投資の促進の3項目を成果に盛り込むこととされている。

また、ガイダンスでは自動的にプールされる補助金に加えて、交渉によってプールされることが可能となる補助金についても列挙されている。

6 その他

第2章で述べたとおり、地域公共サービス協定は地域協定に統合されることとなったが、第3次地域協定においては、それまで12項目程度とされていた目標の数については各地域が独自に定めることとされ、また既に第2次地域公共サービス協定の交渉を進めていた地域についても、次回の年度末の見直しの際に第2次地域公共サービス協定の政策目標を地域協定の「報奨要素」として統合することとされた。しかし、この場合においても既に合意した政策目標については変更できないとされている。

⁴⁶ <http://www.everychildmatters.gov.uk/strategy/laas/?asset=document&id=16682>

⁴⁷ ODP, “Local Area Agreements Guidance for Round 3 and Refresh of Round 1 and 2”, p46

第3章 ケース・スタディ

第1節 概要

パートナーシップを活用した政策運営の事例として、ダービーシャー・カウンティ・カウンシル（Derbyshire County Council、以下「ダービーシャー県」と言う。）及びハマー・スミス・アンド・フルハム・ロンドン区（London Borough of Hammersmith and Fulham、以下「ハマー・スミス・フルハム区」と言う。）への調査を行った。

地域協定の導入から時間が経っていないことから、調査先の選定にあたってはパイロット自治体として参加した20の自治体から、地域的特性の異なる上記の2つの自治体を選定した。

【図表3-1-1 ダービーシャー県とハマー・スミス・フルハム区の概要】⁴⁸

	ダービーシャー県	ハマー・スミス・フルハム区
行政機構	カウンティ（二層制）	ロンドン区（一層制）
地域	イースト・ミッドランド	インナー・ロンドン
面積	2,625 km ² （78k m ² ）	16.40 km ²
人口 （2005年）	981,200人／ （233,700人）	179,900人
人口密度	373 / km ²	10,970 / km ²
NRF	交付無し ⁴⁹	交付団体

注）面積、人口の括弧内はダービーシャー市（ユニタリー自治体）の数値

NRF：近隣地域再生資金

第2節 ダービーシャー・カウンティ・カウンシル

1 概要

ダービーシャー県はイングランドのほぼ中心に位置しており、域内の人口は約98万人（ダービー市の約23万人を含む）を数え、マンチェスターやノッティンガムなどの大都市にも近い。産業革命発祥の地として世界遺産の登録を受けており、古くから紡績業が盛んで、現在でも機械や自動車など労働者の3分の1が製造業に従事している。また世界でも2番目に観光客が多い「ピークディストリクト国立公園」を擁しており、風光明媚な風景が広

⁴⁸ Office for National Statistics、Municipal Year Book などから作成

⁴⁹ 域内のボルソバー・ディストリクトが近隣地域再生資金の交付団体となっている。

がっている。

域内には8つのディストリクトのほか、ユニタリーであるダービー市が位置している。

2 ダービーシャー・パートナーシップ・フォーラム

(1) 概要

ダービーシャー・パートナーシップ・フォーラム (Derbyshire Partnership Forum、以下「DPF」と言う。) はダービーシャー県におけるパートナーシップ組織として 2000 年に設立された。DPF はダービーシャー県における地域戦略パートナーシップ (LSP) として、ダービーシャー県や域内のディストリクト、政府事務所、警察、消防などが参加している (構成団体は図表 3-2-1 を参照)。また、域内の各ディストリクト単位においても 6 つの地域戦略パートナーシップが構築されている⁵⁰。

DPF の特徴としては、様々なセクターからの代表者が参加していること、そのため人数が 50 人以上と多いことなどがあげられる。特にボランティア・コミュニティ団体との協働はダービーシャー県における重要な政策でもあり、DPF にも多くの代表が参加をしている。

多くの地域戦略パートナーシップでは中心 (コア) メンバーと準構成員とを分けているが、DPF ではすべてのセクターの代表者が集まることに意義があると考えられていることから、特に区別は設けられていない。意思決定を迅速に行うという点では少人数の方が望ましいものの、LAA の運営や地域戦略 (Community Strategy) の策定にあたってはメンバーを 4 つの理事会に分けるなど、効率的な運営を目指している。

⁵⁰ 域内には8つのディストリクトが存在するが、2つの地域戦略パートナーシップは隣接する2つのディストリクトによって構成されている。

【図表 3-2-1 ダービーシャー・パートナーシップ・フォーラム構成団体】⁵¹

ダービーシャー県、ディストリクト（８）、ダービー市、ピーク・ディストリクト国立公園管理局、ダービーシャー地方自治体協会、警察、保護監察局、消防救急庁、学習技能評議会、ダービー大学、ダービーシャー商工会議所、職業安定所（Job Centre Plus）、ダービーシャー・コネクション・パートナーシップ⁵²、ダービーシャー・教育パートナーシップ、初期医療トラスト（８）、トレント戦略的保健局、ナチュラル・イングランド⁵³、全国農業者組合、ローワー・トレント環境局、スポーツ・イングランド、ダービーシャー・スポーツ⁵⁴、宝くじ基金、ダービーシャー・ボランティア・コミュニティ共同体、ダービーシャー田園コミュニティ評議会、ボランティアサービス協議会、高齢者アドバイザー・グループ、教会教団フォーラム、グラウンドワーク⁵⁵、イースト・ミッドランド政府事務所

（２）運営体制

DPF はダービーシャー県に事務局が置かれているものの、政策企画部に属する４名の職員が兼務で担当しており、DPF などパートナーシップ政策のみを担当しているものではない。また、事務運営にかかる経費についても予算措置されていないため、通常の事務的経費にて運営されている。

また、域内の６つの地域戦略パートナーシップに対して、年間 6,250 ポンド（２つのディストリクトにより構成されるパートナーシップには 12,500 ポンド）の補助金を交付しているほか、ダービーシャー県から幹部職員を１名、及び議員１名を各パートナーシップのメンバーとして参加させている。

パートナーシップの会合は年に４回開催されており、公開はされているものの、特に広報は行われていないため、傍聴者は少ない。

⁵¹ ダービーシャー県が発行したパンフレットから作成。

⁵² 「コネクションズ（Connexions）」は 13 歳から 19 歳までを対象とした教育・職業訓練プログラムで、各地域に事業主体としてのパートナーシップが構成されている。

⁵³ 自然や景観の保護を目的とした公的組織

⁵⁴ スポーツ、レクリエーションの振興を目的とするパートナーシップ組織

⁵⁵ 地域再生、環境改善活動を行うパートナーシップ組織

【図表 3－2－2 ダービーシャー・パートナーシップ・フォーラムの様様】



（３）役割

DPF の主な役割としては、①地域戦略の策定と実施、②地域公共サービス協定の実施、③第 2 次地域公共サービス協定の構築、④電子政府理事会（Implementing Electronic Government (IEG) Board）の設置、⑤ダービーシャー治安向上チーム（Safer Derbyshire Team）などが主なものとなっている⁵⁶。

地域戦略は 3 年単位で見直しを行っており、2006 年からの 3 ヶ年計画では地域協定と同様に 4 つの分野を設定し、それぞれ①反社会的行動（anti-social behaviour）の減少、②若年層の社会参加、③肥満対策、④クリーンで魅力ある環境づくり、の 4 つを今後数年間で集中的に取り組むべき課題として設定している。いずれも様々な関係機関の協力によって問題の解決を図ることが求められていることから、パートナーシップを活用した政策運営がより有効な分野であると考えられている。

3 地域協定

（１）概要

ダービーシャー県は地域協定のパイロット自治体として 2004 年秋から政府との交渉を行い、2005 年 4 月より実施に移されている。パイロット自治体として選定された背景には、ダービーシャー県におけるパートナーシップが他の地域と比べて上手く機能しており、2005 年の包括的業績評価（CPA）においても「二層制の地域におけるパートナーシップの好例」と評価されていたほか、県内に位置するユニタリーのダービー市も同時にパイロット自治体として選ばれており、同じ地域における二層制の自治体とユニタリーの自治体が

⁵⁶ ダービーシャー県における地域協定を参照した。

同時にパイロット自治体となることによって、地域協定がどのように機能するかを見極める意味があったと考えられる。

ダービーシャー県における地域協定に盛り込まれた分野は、政府のガイダンスで規定されていた当初3分野に沿った「安全で強固なコミュニティ」、「児童・青少年」、「健康と高齢者」に加え、独自に「持続可能なコミュニティ」⁵⁷を設けた4分野としている。

（２）実施体制

地域協定の実施にあたっては、11人のメンバーからなる「地域協定理事会（Local Area Agreement Board）」を設置するとともに、4つの各分野において中心的な役割を果たす「ブロック理事会（Block Boards）」を設置することによって、迅速な意思決定を図っている。地域協定理事会のメンバー構成はダービーシャー県議会リーダー、各ブロック理事会の議長、その他4名（内、ボランティア・コミュニティセクターを2名以上含む）の計9名となっている。

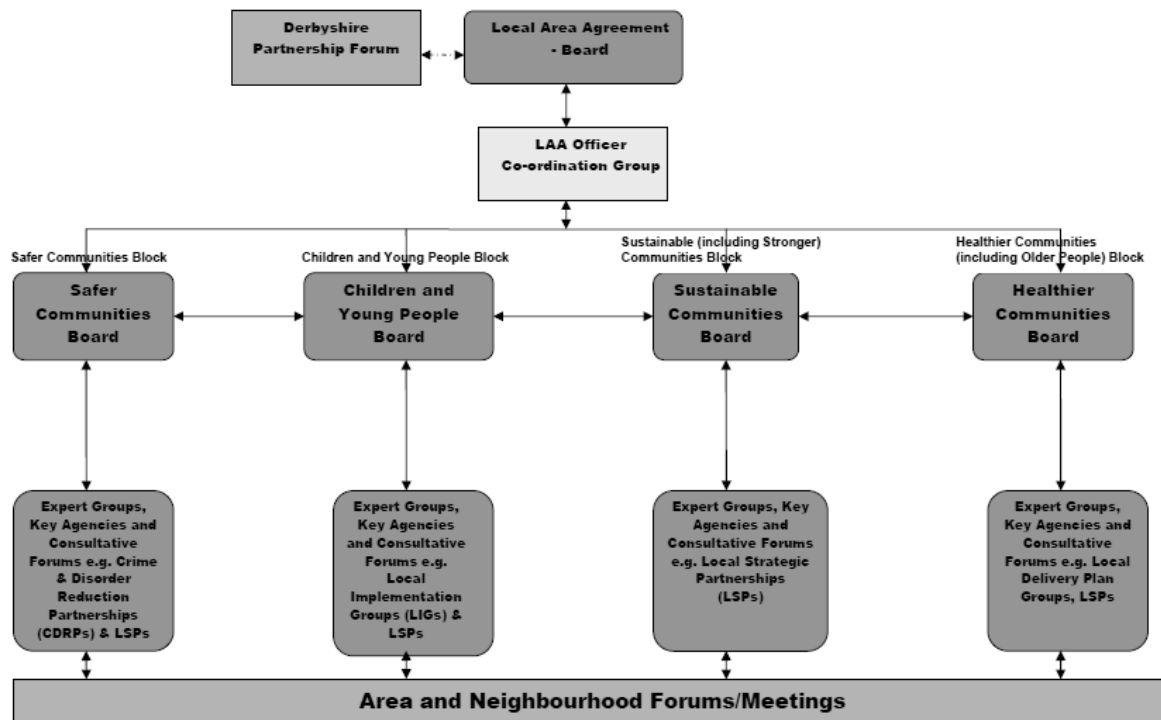
地域協定理事会の会合はDPFの全体会合と同じく年に4回開催されており、協議内容はDPFの会合において報告されることとなっている。

また、理事会の運営を補佐する事務局としてダービーシャー県の事務総長を議長とする「地域協定担当者コーディネーショングループ（Local Area Agreement Officer Coordination Group）」が設置されている。

ブロック理事会は4つの各分野における地域協定の実施について責任を負うこととされ、それぞれ議長、副議長、そして各2名の「チャンピオン」、「業績管理担当者（Performance Management Lead Officers）」の6名から構成される。チャンピオンはブロック理事会における助言等を行うこととされ、その内1名は「主席担当者（Lead Accountable Officer）」と呼ばれる。

⁵⁷同分野は政府のガイダンスにおいて「経済開発（Economic Development and Enterprise）」が加わった2006年4月以降は「持続可能で強固なコミュニティ」となっている。

【図表 3－2－3 ダービーシャー県における地域協定の実施体系】⁵⁸



(3) 特徴、主な取組み

ダービーシャー県における地域協定の事業規模はおよそ 4,870 万ポンド（2005 年度）となっており、「健康なコミュニティと高齢者」が約 63%、「児童・青少年」が約 33%を占めている。

しかしながらダービーシャー県においては、予算規模は比較的小さいものの、パートナーシップを活用した政策運営が効率的な分野として「安全なコミュニティ」に力を入れている。

地域協定では補助金の簡素化が柱の一つとなっているが、ダービーシャー県での一例を挙げると、内務省から 8 つのディストリクトに配分されていた治安に関する 3 つの補助金（Building Safer Communities Funds、Anti-Social Behaviour Grants、Domestic Violence Grants）が 2005 年度から地域協定の予算としてプールされ、カウンティに交付された後に域内のディストリクトに対して配分されることとなった。ダービーシャー県がカウンティの財政責任団体（Accountable Body）として業績の測定や報告を一括して行うことにより、各補助金の交付を受けていたディストリクトや政府事務所の負担が大きく軽減されるとともに、効率的な予算配分を行うことが可能となった。ダービーシャー県では地域における治安維持に取り組むため、DPF において「ダービーシャー治安向上チーム（Safer Derbyshire Team）」を設置するなど、パートナーシップを活用した治安維持の取

⁵⁸ダービーシャー県における地域協定（2006 年度見直し）を参照した。

り組みを積極的に行っている。

しかしながら、ダービーシャー県において問題となっていたアルコール依存症への対策を進めるため、薬物乱用防止プログラム（Drugs Intervention Programme）に関する補助金をアルコール依存症への対策に使用することを政府に求めていたものの、これについては認められなかった。アルコールの問題は反社会的行動や治安といった問題にも深く関わっており、柔軟な予算運用が可能となれば幅広い対策を行うことができることから、ダービーシャー県は引き続き政府に対して承認を求めていく方針としている。

また、地域協定への参加にあたっては、人的、財政的な負担が大きくなっているものの、十分な予算措置がなされていないことに加え、特にカウンティは責任団体（Accountable Body）として、さらに負担が増していることが懸念されている。

なお、ダービーシャー県は地域協定の交渉と平行して、同じく 2005 年 4 月に調印をすべく第 2 次地域公共サービス協定の交渉を政府と進めていたものの、交渉が長引いたことから調印は 2005 年 12 月までずれ込むこととなった。

当初の地域協定においても地域公共サービス協定に盛り込まれる成果目標は交渉中として盛り込まれていたが、2006 年度における地域協定の年次見直しにおいて、地域公共サービス協定の 13 の成果目標が地域協定に盛り込まれることとなった。

第 3 節 ハマースミス・アンド・フルハム・ロンドン区

1 概要

ハマースミス・フルハム区はロンドン中心部から西に位置しており、人口は約 18 万人で、非白人人口が 2 割を超える人種的に多様な地域となっている。

全世帯の半数は年間所得が 19,500 ポンド（約 450 万円）未満となっている半面、上位 15%の世帯の年間所得は 60,000 ポンドを超えるなど、比較的裕福な地域と荒廃した地域が混在している。また、20 歳～44 歳の人口が半数以上を占め、単身世帯がおよそ 4 割を占めるなど、若年の単身世帯が多くなっている。

幹線道路の A4 号線、A40 号線が区内を横断し、ヒースロー空港にも近接するなど交通アクセスが良いことから、区内には多くの研究機関や企業が集積しているものの、慢性的な渋滞や交通事故の多発が問題となっている。

2 バラ・パートナーシップと地方公共サービス理事会

（1）概要

バラ・パートナーシップ（Borough Partnership）は 1998 年に既存の様々なパートナーシップを整理統合することによって設置された。他の地域戦略パートナーシップと異なる点として、バラ・パートナーシップは同区におけるパートナーシップの執行機能的な役割を果たすところにあり、実質的なパートナーシップ政策の策定や運営については、別に設け

られた地方公共サービス理事会（Local Public Service Board ; LPSB）が担当している。

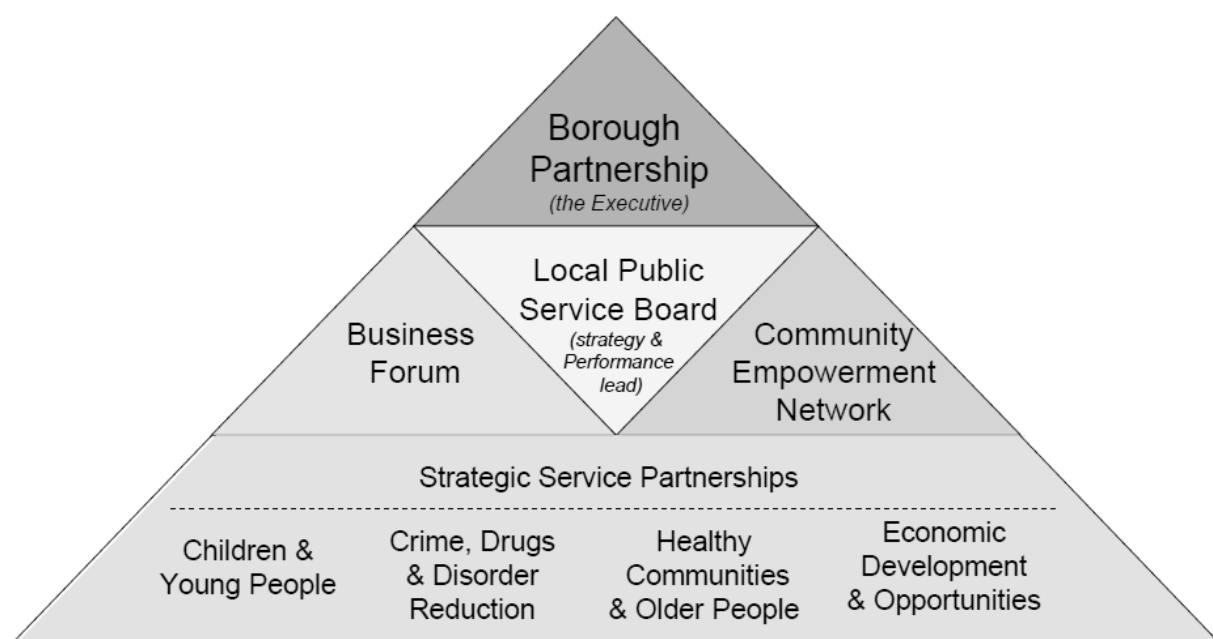
バラ・パートナーシップは公的機関、ビジネス部門、ボランティア・コミュニティ部門から選定された6名に加え、ハーマスミス・フルハム区の議員5名がメンバーとなっている。

地方公共サービス理事会のメンバーには区議会の議長や事務総長、部局長のほか、警察や消防など各公共部門の代表が含まれている。地方公共サービス理事会に類似した組織は、今でこそ多くの地域においてで設置されているものの、同区が導入した時点では初の事例であった。

また、理事会に対するアドバイザー的な役割を果たす組織として、企業などビジネス部門の代表からなる「ビジネスフォーラム」と、コミュニティ・ボランティア部門からなる「コミュニティ・エンパワーメント・ネットワーク」が設けられている。

さらに、4つの各分野において事業を推進する4つの「戦略サービス・パートナーシップ（Strategic Service Partnerships）」が設けられている。

【図表 3－3－1 ハーマスミス・フルハム区におけるパートナーシップの構成】⁵⁹



（２）地方公共サービス理事会（Local Public Service Board）

地方公共サービス理事会は、地域協定をはじめとするパートナーシップを活用した公共サービスの提供と業績評価における戦略的な役割を担うため、2005年3月に設置された。

同理事会はハーマスミス・フルハム区議会のリーダーが議長となり、メンバーには同区

⁵⁹ ハーマスミス・フルハム区のホームページを参照した。

を管轄する警察、消防の各司令官（Commander）、初期医療トラストの事務総長、及び学習技能評議会（Learning and Skills Council）、職業安定所（Jobcenter Plus）、住宅協会、ボランティア・コミュニティの各代表が含まれる。

会合は年4回開催され、上記のメンバーに加えて同区の主要な部局長が会合に参加するほか、会合のテーマに基づいて関係機関が参加することとされている。

（3）役割

バラ・パートナーシップの主な役割としては、他の地域戦略パートナーシップと同様に地域戦略の策定と地域協定の実施が大きな柱となっているものの、いずれにおいても実質的には地方公共サービス理事会がその役割を担っている。

ハマスミス・フルハム区における地域戦略「あなたの区、あなたの未来（Your Borough Your Future）」は2001年からの10年計画として策定され、①公平な機会提供、②利用しやすい公共サービス、③安全でクリーンな環境にやさしい区、の3点を優先課題として取り組みを進めている。現在は地域協定における優先課題との整合性を図るため、中期見直しが行われている。

また、ハマスミス・フルハム区は近隣地域再生資金の交付団体となっていることから、地方公共サービス理事会は区内における同基金の配分についての決定も重要な役割の一つとなっている。

3 地域協定

（1）概要

ハマスミス・フルハム区はダービーシャー県と同様に地域協定のパイロット自治体として2004年秋から政府との交渉を行い、2005年4月より実施に移されている。

地域協定に盛り込まれた分野は、政府のガイダンスで規定されていた当初3分野に沿った「児童・青少年」、「安全で強固なコミュニティ」、「健康なコミュニティと高齢者」に加え、2年目となる2006年からは新たに「経済開発と機会均等（Economic Development and Opportunities）」が加わり4分野となっている。

地域協定では、第2次地域サービス協定の主要テーマとなっていた「貧困から子供を守る（Tackling Child Poverty）」に重点が置かれているほか、治安維持についても重視した内容となっている。

（2）実施体制

地域協定の実施にあたっては、前述の地方公共サービス理事会が戦略的な役割を担うとともに、既存のパートナーシップを有効的に活用することとされた。

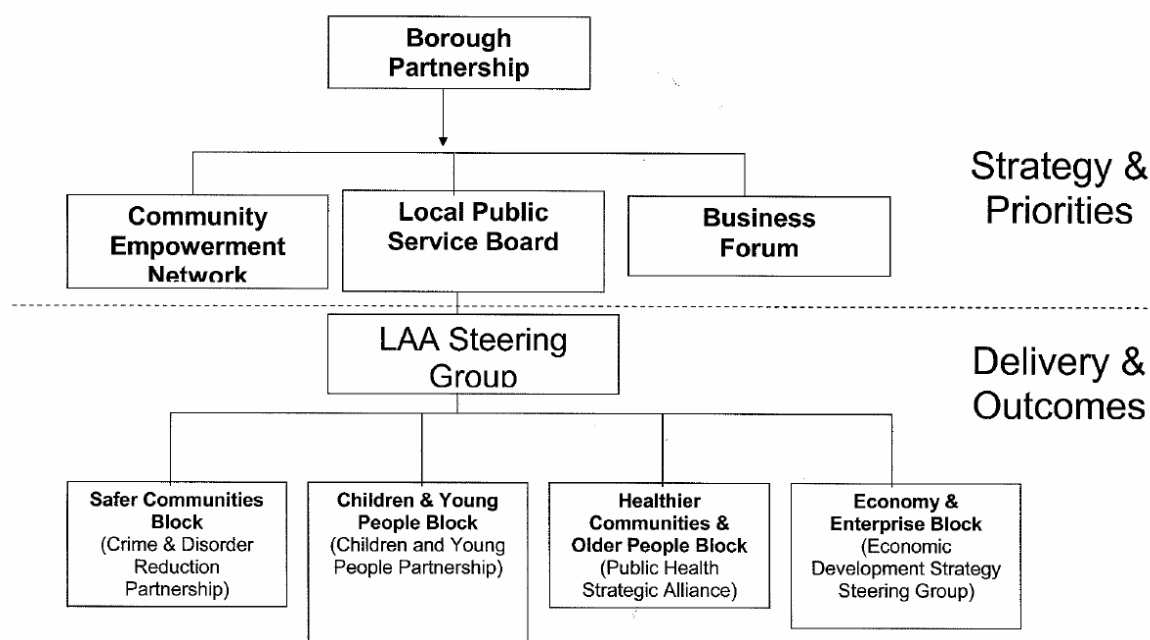
「安全で強固なコミュニティ」については、1998年治安維持法に基づいて設置された「犯罪迷惑行為撲滅パートナーシップ（Crime Disorder Reduction Partnership; CDRP）」が

同分野における「戦略サービス・パートナーシップ (Strategic Service Partnerships)」として中心的な役割を果たし、業績管理も担うこととされた。同パートナーシップは警察や自治体、その他の公的機関が中心となってパートナーシップを構築するもので、地域における治安維持に取り組むこととされている。

また、「児童・青少年」についても既存の「児童と青少年パートナーシップ理事会 (Children and Young People Partnership Board)」が担当することとなり、その他の2つのブロックについては新たな組織が設置されることとなった。

なお、地域協定の実施に際して運営面での連絡調整を図る「地域協定運営グループ (LAA Steering Group)」が設けられ、2ヶ月に1回の定期的な会合が行われている。

【図表3-3-2 ハマースミス・フルハム区における地域協定の実施体系】⁶⁰



(3) 特徴、主な取り組み

ハマースミス・フルハム区の地域協定においては、導入当初の2005年度に中央政府によってプールされた補助金、及び地域協定の予算として地域内で統合された補助金が合計で約3,500万ポンドに上った。これは地域における優先課題を効果的に解決するためには補助金の用途を制限せず、地域の裁量に委ねるべきであるとする同区の要望の多くが中央政府により認められたもので、予算の執行にあたっては良好な業績を上げていたことから、次年度からは他の地域においても中央政府においてプールされるなど、パイロット自治体としてふさわしい役割を果たしている。

加えて、地方公共サービス理事会の設置による効率的な資金配分や業績管理が評価され、

⁶⁰ ハマースミス・フルハム区資料から作成。

導入から半年を経た 2005 年 11 月には交付された補助金を分野に縛られることなく使用できる単一予算（Single Pot）地域⁶¹としての指定を受けることとなった。

ハマースミス・フルハム区においても治安の維持は地域協定の柱の一つとなっている。ハマースミス・フルハム区とロンドン警察庁は地域協定の活用によって治安の向上を図るため、各 100 万ポンドの予算を拠出することを決定した。この予算を活用することによって、地方自治体と警察が協力して治安維持を図る「近隣地域安全チーム（Safer Neighbourhood Team）」のパイロット自治体として、地域の治安維持に取り組んだ結果、当初 6 ヶ月間における犯罪の発生率が前年比で 20%減少するなど大きな成果を挙げるようになった。また、治安の向上のみならず、警察官が常に地域を巡回していることで、地域住民に安心感を与えることにもつながっている。

さらに、特に治安の悪化しているエリアにおいて、全国でも初めてとなる 24 時間体制による警察官の配置を行うため、さらに 150 万ポンドを拠出することが決定している。

ハマースミス・フルハム区は警察や保護観察局と協力して犯罪者の再犯防止を目指す PPO（Prolific and other Priority Offenders）プログラムに取り組む数少ない自治体の一つでもあり、治安問題については地域協定の導入以前から重視してきたものの、2006 年に実施された区議会議員選挙によって治安維持や反社会的行動（Anti Social Behaviour）の減少を公約に掲げた保守党が多数党となったことから、治安問題に対する取り組みは、さらに強化されることとなった。

【図表 3－3－3 ハマースミス・フルハム区庁舎】



⁶¹ 単一予算については第2章第3節を参照。

第4章 地域協定における課題と新たな展開

第1節 課題

1 効率性

地域協定が導入されてから2年が経過し、これまで87の自治体で実施に移されている⁶²。行政運営の柔軟性や財政的インセンティブなどの面で評価する声もあるものの、多くの地方自治体からは制度的な課題も指摘されている。

地域協定は、カウンティとディストリクトが存在する二層制の地域においてはカウンティ単位で締結され、カウンティとディストリクトが様々な公的機関や企業、地元コミュニティと協力することによって、地域における課題に適切に対応することが求められているものの、上層自治体（upper tier local authorities）であるカウンティの事務的な負担が大きくなっている。

ダービーシャー県の事例では、地域戦略パートナーシップや地域協定の実施にあたっては特別な予算措置や人的配置がなされず、既存の人的、財政的資源を活用しているものの、2006年3月に公表された政府のガイダンスにおいては、カウンティ、ユニタリー、ロンドン区などの上層自治体は地域協定における「責任団体（Accountable Body）」として位置付けられ⁶³、一元化された補助金の交付や配分、業績管理の面で責任を負うこととされていることから、カウンティの事務的負担が大きくなっている。

カウンティに限らず事務的負担の増大を訴える自治体は多く、業績管理や報告の負担が期待されたほど軽減されず、また人的、財政的負担も増していることから、導入前と比較しても効率性の面でメリットが感じられないという指摘も多くなされている⁶⁴。

また、規制緩和についても多くのパイロット自治体からは失望の声が上がっており、政府との交渉においても柔軟性が感じられず、期待通りの結果が得られないという指摘もなされている⁶⁵。

2 政府事務所の役割

ダービーシャー県、ハマスミス・フルハム区の双方において、地方自治体との交渉の窓口となる政府事務所の役割について疑問を呈する声が聞かれた。規制緩和や政策目標の交渉にあたっては、政府事務所は中央政府を代表する立場にあるものの、実質的な政策的判断を中央政府に委ねるケースが多く、いずれの自治体も政府事務所は交渉にあたって必要な権限を有していないという印象を持っている。

⁶² 2007年3月時点。

⁶³ DCLG, "Guidance for Round 3 and Refresh of Rounds 1 and 2", p.29

⁶⁴ DCLG, "Local Area Agreement Research: Round 2 negotiation and early progress in Round 1", p.7

⁶⁵ Ibid, p.35

また、政府事務所としても、各自治体との交渉を矢継ぎ早に実施するとともに、協定が締結された地域の業績管理など事務的負担が大幅に増えている中で、特に第2次地方公共サービス協定における政策目標（地域協定に組み込まれている地域においては「報奨要素（reward element）」）の交渉に多大なる時間が割かれている。そのため、政策目標や業績管理など協定の他の項目について十分な時間をかけた議論が行われていないという指摘もなされており⁶⁶、中央政府から政府事務所へのさらなる権限委譲と交渉プロセスの明確化が求められる。

3 法的位置付けと目的の明確化

地方協定が導入された当初は、「パートナーシップ」を重視するという観点から、事業の実施や業績の管理にあたっては、各地域における「地域戦略パートナーシップ」が中心的な役割を果たすとされたものの、その実行性を担保する仕組みが欠けている点が課題とされてきた。

地方自治体は初期医療トラストや警察といった様々な公的機関との協力関係が求められているものの、その法的な位置づけが曖昧であることから十分な体制が構築できない恐れがあり、特に初期医療トラストや病院など国の健康保健サービス（NHS）は深刻な財政問題を抱えていることから、地域協定に対して十分な貢献が望めない状況にある。

こうした点を踏まえ、地域協定を実施する上での地方自治体や各パートナーの役割と権限を法的に明確にすることが求められていたことから⁶⁷、2006年10月に発表された地方自治白書⁶⁸においては地域協定に対して法的枠組を与えることを明確にするとともに、自治体のリーダーシップを強化するため、地方議会に対して他の公的機関に対する監視体制を強化することなどが盛り込まれた。

第2節 新たな展開

1 地方自治白書

2006年10月、地方自治体関係者の間で長らく待たれた地方自治白書⁶⁹「コミュニティの強化と繁栄のために（Strong and Prosperous communities）」が発表された。当初は6月にも発表される予定だったものの、同年5月に行われた内閣改造によって新たに地方自治を担当することとなったルース・ケリー・コミュニティ・地方自治大臣は、白書の取りまとめには時間がかかるとして発表の延期を表明していた。

白書では、地方自治体が地域におけるリーダーシップを発揮し、パートナーシップを重

⁶⁶ DCLG, “Local Area Agreement Research: Round 2 negotiation and early progress in Round 1”, p 9

⁶⁷ LGC 6月22日号

⁶⁸ 地方自治白書については次節を参照。

⁶⁹ 英国の「白書」は政府による「政策提案書」としての意味合いが強く、政府が検討している様々な政策についての具体的な提案が盛り込まれている。

視した政策を進めるためにも、地域協定が引き続き重要な役割を果たすべきであることが指摘されているほか、自治体の政策評価に用いられる業績指標の数を大きく絞り込むことによって、業績測定や報告に要する自治体の負担を軽減することなどが盛り込まれている。

2 地方自治・保健サービスへの住民関与法案

2006 年 11 月に開会した通常国会において「地方自治・保健サービスへの住民関与法案 (Local Government and Public Involvement in Health Bill)」が提出された。同法案は白書に盛り込まれた提案の立法化を目指したもので、地域協定に法的枠組みを与えるとともに、地方自治体に対してパートナーの業務を検査 (scrutinize) する権限を拡大するなど、地域協定の実行性を担保するための施策が盛り込まれている。

しかしながら、法案の内容についてはいくつかの問題点も指摘されている。法案においては地域協定のパートナーとなりえる関係機関が限定的に列挙されているものの、健康・保健関連については初期医療トラストのみとなっており、基幹病院を含むその他の保健関連機関が除かれていることから、自治体が保健分野における十分なリーダーシップを発揮できるかが疑問視されている⁷⁰。

また、地方自治体のパートナーに対する検査権限に実行性を伴わせるためには、地方議会における政策評価委員会 (Scrutiny Committee) の権限の強化をはじめ、地域の要望を適切に反映できるような議会の活性化が求められるものの、法案ではこの点について触れられていないため、地方自治体のロビー団体である地方自治体協議会 (LGA) は法案の修正について働きかけていくことを表明している⁷¹。

3 地域協定の新たな展開

(1) 概要

政府は 2007 年 2 月、地域協定の新たな方向性について示したガイダンスとして「地域協定の将来に向けて (Developing the future arrangements for Local Area Agreements)」を発表した。

ガイダンスでは、2008 年以降の地域協定の変更点として、以下の点について説明されている。

- ・ 中央政府と地方自治体、そのパートナーが地域における政策目標について共通の認識を持って取り組む唯一の手段として、地域協定に対して法的な枠組を与える。
- ・ 1200 を超える様々な業績指標を再構築し、新たに 200 の全国統一指標と 35 の政策目標を策定する。
- ・ 各地域単位で交付される補助金は可能な限り用途を定めない「地域協定補助金 (LAA

⁷⁰ MJ 2007 年 1 月 11 日号, p14-15

⁷¹ 同上

Grant)」とする。また、地域協定の業績管理に含まれる限り、政府への個別の報告は求めないこととする。

新たな枠組によって、業績測定や中央政府に対する報告など地方自治体の負担が大幅に軽減されるとともに、行政運営の柔軟性が高まることによって、地域の課題に対してきめ細かい対応が可能となることが期待されている。

一方で政策的にも大きな変更を伴うほか、2009年には包括的業績評価制度（CPA）に代わる「包括的地域評価制度（Comprehensive Area Agreement）」が新たに導入されることから、いくつかの政策目標については2008年4月の導入時には策定されないことも予想されている。

（2）新たな全国統一指標

地域協定において使用されている成果フレームワークのみならず、地方自治体に関するあらゆる既存の業績指標については、新たに導入される約200項目の全国統一指標に置き換わることとされた。

新たな業績指標は、2007年に行われる包括的歳出見直し（Comprehensive Spending Review）を経て策定され、報告を要する頻度についてもその性質によって個別に設定される。例えば犯罪に関する指標については四半期ごとの報告を求める一方で、教育に関する指標については年に1回の報告を行うこととされる。

成果と行政サービス内容については監査委員会による評価が行われるが、これは包括的地域評価制度（CAA）の一部として実施される。

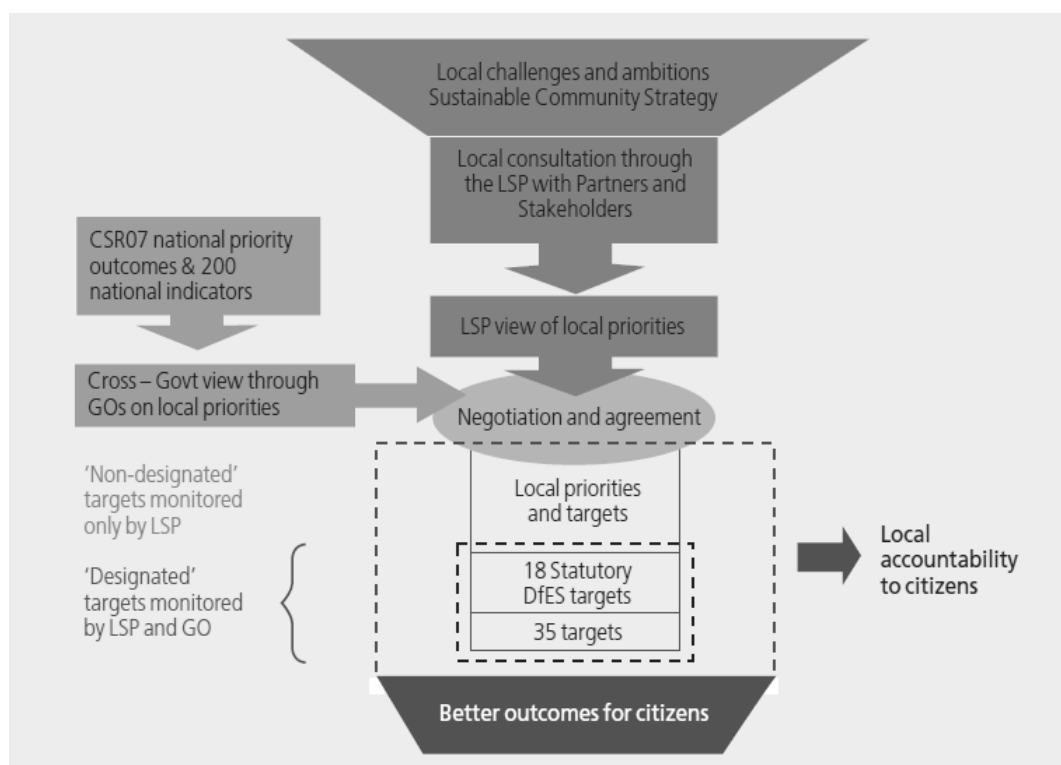
（3）改善目標（improvement targets）

各地域における政策目標については、新たに策定される200項目の全国統一目標から最大で35項目が選定されるとともに、既に教育技能省によって地方自治体に義務付けられている教育に関する18の政策目標がこれに加わることとなる。また、各地域における優先課題を反映した独自の地域目標がこれに加わることとなる。

業績が良好な地域においては、全国統一目標の数は少なくなることが見込まれ、これによって地域の課題を反映した独自の目標をより多く含めることが可能となっている。

地域目標については全国目標や既存の教育に関する目標と同様に、地域協定に参加する全ての機関によって合意されるとともに、地方自治体がリーダーシップを発揮してその達成を目指すこととされているものの、中央政府に対する業績の報告等は求められない。

【図表 4－2－2 2008 年以降における地域協定の実施体制】⁷²



(4) 財政措置

現在の地域協定においては、中央政府において一元化（プール）される補助金、及び各地域において統合される補助金については、交付を受けるために盛り込むべき政策目標が定められている。しかしながら、新たな地域協定の枠組においては、使途が定められず、個別の政策目標を設定する必要のない「地域協定補助金（LAA Grant）」が導入されることとなった。

使途が定められた一部の補助金を除いて、地域協定補助金を含む全ての財源の使途については、自治体の裁量とされている。

⁷² DCLG, “Developing the future arrangements for Local Area Agreements”, p.8

【参考文献】

(財)自治体国際化協会『CLAIR REPORT 第253号「英国の地域再生政策」』2004年
竹下譲、横田光雄、稲沢克祐、松井真理子『イギリスの政治行政システム』ぎょうせい 2002年

HM Treasury, “Public Service Agreements 2001-2004”, 2000

HM Treasury, “Spending Review 2000”, 2000

DETR, “Local Strategic Partnership, Government Guidance”, 2001

DTLR, “Local Public Service Agreements – New Challenges”, 2001

Social Exclusion Unit, “A New Commitment to Neighbourhood Renewal: National Strategic Action Plan”, 2001

ODPM/Department for Transport, “National Evaluation of Local Strategic Partnerships; Report on the 2004 Survey of all English LSPs”, 2005

ODPM, “Local Area Agreements Guidance”, 2005

CIPFA, “Councilors’ Guide to Local Government Finance”, 2006

DCLG, “Local Area Agreements Research: Round 2 negotiations and early progress in Round 1”, 2006

ODPM, “Local Area Agreement Guidance for Round 3 and Refresh of Rounds 1 and 2”, 2006

ODPM, “National Evaluation of Local Public Service Agreements Second Interim Report”, 2006

ODPM, “National Evaluation of Local Strategic Partnerships: Formative Evaluation and Action Research Programme 2002-2005”, 2006

DCLG, “Developing the future arrangements for Local Area Agreements”, 2007

LGC(Local Government Chronicle)各号

MJ(The Management Journal for Local Authority Business)各号

【ホームページ】

コミュニティ・地方自治省 <http://www.communities.gov.uk/>

地方自治体改善開発機構 <http://www.idea-knowledge.gov.uk/>

ダービーシャー・カウンティ・カウンスル <http://www.derbyshire.gov.uk/>

ハマー・スミス・アンド・フルハム・ロンドン区 <http://www.lbhf.gov.uk/>

このレポートは、ロンドン事務所所長補佐 岩 尾 幸 一 が、当事務所のイルメリン・キルヒナー (Irmelind Kirchner) 主任調査員およびアンドリュー・スティーブンス (Andrew Stevens) 調査員の協力を得て執筆したものである。執筆にあたっては、当事務所の内貴所長、小山次長の監修を踏まえた。

また、事例調査ではダービーシャー・カウンティ・カウンシルのサラ・イートン (Sarah Eaton) 政策調査部長、ハマー・スミス・アンド・フルハム・ロンドン区のデヴィッド・エヴァンズ (David Evans) 地域協定担当主任、マシュー・ペイン (Matthew Payne) 主任から説明を受けた。あらためてお礼を申し上げます。